

構成員提出資料

- 石井構成員 P 1
- 古賀構成員 P 7
- 坂崎構成員 P 20
- 坂本構成員 P 33
- 遠山構成員 P 35
- 開構成員 P 40
- 星構成員 P 43
- 堀構成員 P 45
- 森田構成員 P 50

石井構成員提出資料

保育所を中心として、地域の子育て支援の連携・協働・コーディネート等を行う機能

課題

今後の保育所の地域子育て支援として、様々な機関・支援団体等との連携や地域に積極的に向く「アウトリーチ」の取組みが求められる。特に人口減少地域では、機能別に支援をするよりも、様々な機関が連携することにより、問題の把握や予防的支援が可能となる。それらの連携を「コーディネート」する役割も地域によっては必要となる。

主な事例

○花さき保育園(東村山市)

- ・ 地域子育て支援専門の保育士を配置
- ・ 地域の子育て支援を行い、行政や保健などと連携するほか、地域の子育てNPO法人に委託し、地域の子育て家庭を面で支えようとしている。

○風の谷こども園(市川市)／風の丘(松戸市)

- ・ かつて支援を受けていた世代が子どもを預かる取組み、妊婦支援、父親も参加する母親学級、ファミリーサポートセンターの養成講座など、行政・保健などと連携して、妊娠から子育て期までの継続的な支援を行う。
- ・ 市川市; 地域子育て支援センター事業
- ・ 松戸市; 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て機関やNPO等の活動の拠点としての機能 子育てNPO等や個人の活動の支援に関する機能

課題

- ・子育て支援や一時保育等を行う団体やNPOが増えている。子育てひろば全国連絡協議会や社会福祉協議会、他協会等に参加・登録し、その多くが研修や情報共有を行っている。
- ・助成金を受けて活動をしていても個別の団体等は連携先がないケースも多い。また、団体間のつながりも少ない。
- ・実際に1人でも預かれば「認可外保育施設」の登録が必要だが、その情報もなく、行政も把握できていないことから、重大事故に至ったケースもある。そのため、保育や子育て支援における情報共有や技術的補完が必要。

主な事例

○NPO法人ゆったりーの(新宿区)

- ・ 公立保育園の跡地を活用した、地域の子育て団体への支援(会議・活動の場所の使用、連携した活動等)

○保育園等による地域子育て支援センターの連絡会(市川市)

- ・ 地域子育て支援センター11カ所の情報交換を定期的実施

障害児・外国籍児童等、様々な家庭への支援の拠点・多世代多文化多様性を包括する機能

課題

- ・社会的に国際化が進み、地域により多文化な地域が増えてきている。また、障害児や発達が気になる子どもの家庭への支援も必要とされている。実際に保育所等を利用している家庭は、支援の目や手があるが、利用していない家庭にとっては、専門機関との繋がりがなかったり、つながりも専門機関のみだったりして、孤立するケースもある。
- ・さらには、小学校就学以降も継続して見守りができるような継続的な支援も、特に人口減少地域においては必要となる。

調査(外国籍の児童)及び主な事例(外国籍)

○2019年度の保育所・こども園対象の調査より(全国保育士養成協議会学術研究助成;石井ら)

・在園児の保護者への子育て支援では、保護者への連絡・情報伝達の支援、申請書等の書き方支援、子どもの理解・子育ての理解の啓発・情報提供、保護者の孤立予防・つながり支援、園の保育の理解・相談の支援、公的機関とのつながり支援、その他さまざまな情報提供等が行われていた。保育園を利用していない世帯への支援はあまりない。○2020年度の厚労省の調査においても、「入園申し込みまでの課題」、「入園の際の課題」、「卒園の際の課題」があげられ、手続きや文化的理解、情報伝達に関する難しさがあるとされた

○在園児の支援の事例としては、情報提供や入園前後の支援等

・横浜市立北上飯田保育園(横浜市泉区)

主な事例(障害児・その他)

○保育所やこども園の子育て支援の中で、障害児の子育て支援の実践(サロンや相談機能)を持ち、ひろばとの連携がある事例

- ・風の谷こども園(市川市)「ホッとスペース」
- ・明德土気こども園(千葉市)桜ほっとステーション親子のサロン「こあら」と保護者の集い「こあら希望の会」+一時保育なども活用

○学童保育との連携;学童保育を園内に併設する

・第2勝田保育園(八千代市)

人口減少地域における保育所の地域子育て支援について

課題

- ・今後、幼保の統合によるこども園化や公立保育所が維持できないための民営化等が進む。保育所や幼稚園の数や子育て支援の量・質、専門職の数や業務の内容など、全国一律には判断できない。いくつかの選択できる制度設計が必要。
- ・特に保育所は「最も身近な児童福祉施設」であり、様々な子ども関連のセーフティネットの中心となるべき。
- ・園と学校、療育、保健等が連携した、“まちの子ども”を、まち全体で、育み、教育し、その子育てを支え、社会に貢献できる人材を育成する務めがある。
- ・中でも、保育の入り口となる、保育所(こども園)と一時保育(一時預かり事業)は重要。

主な事例

- ・千葉県睦沢町;年間約30名前後の新生児が生まれるが、町に1つのこども園、小学校、中学校で連携しながら育てている。
- ・千葉県東金市;公立保育所・こども園で共通のカリキュラム(幼稚園含む)を作成し、外部講師を活用した園内研修を行うなど、質の向上を図っている。令和2年度、園内研修と連携した自己評価を行い公表した。

保育士の確保と質の向上

課題

・これまで、「量の確保」に奔走したが質の確保までは至っていないため、全ての園児が良質の保育環境を享受していない。保育の場は利用できるが、保育の質は選択できていない。指針の遵守はもとより、質を向上させる園内研修と適切な職場環境作りが必要。ICT化により、研修のための時間を作る必要がある。

・就職の入り口は、就職フェアや条件面の問題もあるが、保育実習も重要な要素となる。養成校と保育現場の協働した実習指導と質の高い実習教育及び指導者の養成は不可欠。

主な事例

○質の確保の取組み

- ・横浜市; 質の確保のために退職園長を活用し巡回指導を行っている(開設間もない園や希望のある園)。
- ・東金市; 公立保育所・こども園全てに同一の外部講師を入れ、質の確保に努めている
- ・足立区; 保育教育のガイドラインの作成

○実習教育の充実

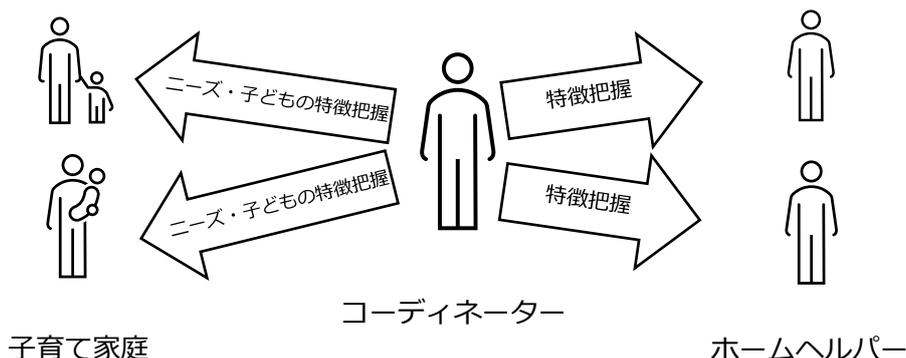
- ・実習指導者研修の実施(厚労省・各保育団体)
- ・保育実習における調査研究(全国保育士養成協議会・全国私立保育園連盟)

古賀構成員提出資料

○香川県善通寺市における保護者の安心を生む保育士の媒介者的役割
添付資料

<https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/uploaded/attachment/11667.pdf>

- (1) 幼保連携型認定こども園カナン子育てプラザ 21 で行われている子育てホームヘルプサービスのコーディネート

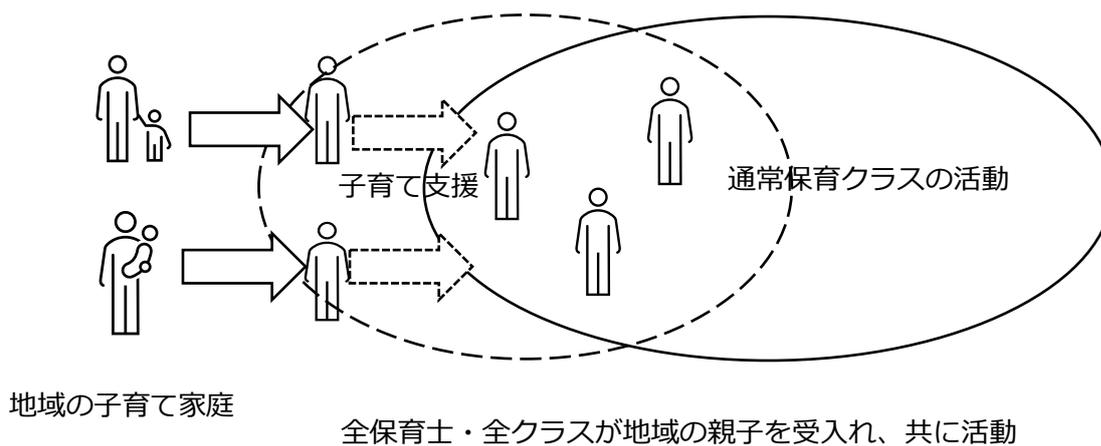


コーディネーター：主任級、地域子育て支援担当で高い専門性をもつ保育士

コーディネートの内容：保護者のニーズだけでなく、個々の子どもの特徴とホームヘルパーの特徴や得意分野等を踏まえた上で、マッチング。

⇒保護者が安心してサービスを利用することができる支援となっている

- (2) 善通寺市立善通寺保育所における地域の保護者等に対する子育て支援と通常保育の連動的運営



全保育士・全クラスが地域の親子を受入れ、共に活動

*現在はコロナ禍で休止している。

地域の保護者等に対する子育て支援（月に2回 午前中2時間程度）を別スペースで独立させず、通常保育クラスも開放し、共に受け入れて活動を行う。

地域の保護者と子どもが受け入れられ過ごす中で、通常の保育所の生活を知る機会となっている。人口は減少している地域だが、当保育所は定員超過が続いたため、近年定員増となった。

○ 京都市における保育士の職域拡大と人材育成

背景：平成24年5月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を策定。

※保育所に限らず、一時保護施設等、専門的な領域にも人材活用がされていたが、子育てに関わる様々な行政機関においても保育士としての専門性を活用する。

直近の取組：新たな職域も踏まえた保育士の人材育成方法を検討

京都市で働く保育士

| 保育 | 保育以外の専門的な領域 | 子育てに関わる行政機関 |
|-----|--|---|
| 保育所 | 保育所以外の児童福祉施設等 (児童福祉センター, 地域リハビリテーション推進センター) | 区役所・支所(保健福祉センター) ⇒ 子どもや子育てに関する相談や手続きに一元的に対応 本庁(子ども若者はぐくみ局) ⇒ 少子化対策, 子どもや子育てに関する支援・対策を総合的かつ積極的に推進 |



職域拡大の事例：各区役所・支所において、学区の担当者として保育士が活躍

- (1) これまでの地域保健活動に、保育士の専門性を融合
- (2) 市営保育所における地域子育て支援拠点事業(各保育所に専任の職員を複数名配置)のノウハウも活かし、各区役所・支所において、保育士も含めた様々な職種と融合して地域子育て支援ネットワークを構築

課題：新たに職域拡大された先での、保育士の専門性を高める研修のあり方

令和3年度
利用者支援事業

ぜんつうじ 子育て応援マップ



ぜんつうじ子育て応援マップ

発行：善通寺市保健福祉部子ども課
編集：NPO法人子育てネットくすくす
令和3年4月1日発行

善通寺市



妊娠したら



市には安心して出産、子育てをしていただくためのさまざまなサービスがあります。

●母子健康手帳の交付

子ども課で妊娠届を出しましょう。母子健康手帳のほか母子保健ガイドブックなどをお渡しします。

母子健康手帳アプリ

妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートします。



無料ダウンロード

●妊産婦さんタクシー利用券

妊娠届出時にタクシー利用券を交付します。

●妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査

母子保健ガイドブック内の受診票を使って妊婦健康診査を受けましょう。

転入した方、里帰り出産のため県外で受診する方は、受診票の交換が必要です。

参加してみよう♪ マタニティ教室(要予約)

お子さま連れも大歓迎です。



子ども課

☎0877-63-6365

善通寺市文京町2-1-1

母子健康手帳の交付や、各種相談、教室を行っています。



オンラインおうちで子育て相談

ZOOMアプリを使って自宅から相談できます。

詳しくはこちら→



赤ちゃんが生まれたら(新生児期)

●出生届(市民課)

生まれた日を含めて14日以内に届け出をしてください。



●子育て支援医療費助成

満18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童の医療費が無料となっています。

●児童手当

0歳から中学校修了前の児童を養育している方に毎年6月・10月・2月にそれぞれ前月分までの手当が支給されます。

| 児童の年齢 | 児童手当の額(1人当たり月額) |
|------------|------------------------|
| 3歳未満 | 一律 15,000円 |
| 3歳以上小学校修了前 | 10,000円(第3子以降は15,000円) |
| 中学生 | 一律 10,000円 |

所得制限限度額以上の方は一律5,000円

●低体重児出生届/未熟児訪問指導

出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんは、母子保健ガイドブックに添付されている低体重児出生届を提出してください。助産師がご家庭に訪問し、子育ての相談に応じます。

●産婦健康診査

産後2週間・1か月の時に産婦健康診査を受けましょう。

●こんにちは赤ちゃん事業

赤ちゃんの健やかな成長とお母さんが安心して育児ができるように、助産師等がご自宅を訪問して健康相談や子育て相談などを行います。対象：善通寺市民で生後4か月未満の赤ちゃんがいる全てのご家庭

●乳児一般健康診査

母子保健ガイドブック内の受診票を使って健診を受けましょう。

香川県内の医療機関で1歳までに2回無料で受けられます。

ブックスタート・セカンドブック

出生時に2冊、1歳で2冊絵本をプレゼントしています。



乳児期になったら



●必ず受けよう！4か月児健診

場所：安藤医院・中島医院・森医院
善通寺前田病院・にしかわクリニック
四国こどもとおとなの医療センター

受診日の1か月くらい前に案内状をお送りします。

参加してみよう♪ おっぱい&まんま教室

対象：生後4～12か月頃まで
離乳食の始め方の実演・試食や助産師におっぱい相談もできます。



参加してみよう♪ すくすく教室

対象：生後6か月まで
ベビーマッサージ、ベビヨーガ



参加してみよう♪ 乳児相談・おっぱい相談・離乳食相談

身体測定、保健師・助産師・栄養士の相談
離乳食紹介



お出かけしてみよう♪

地域子育て支援拠点 →P5,6
子育てサークル →P6

参加してみよう♪ 開催予定は市HPまたはすくすくカレンダーをご覧ください。



幼児期になったら



●必ず受けよう！

1歳6か月児健診(1歳6～8か月頃)
3歳児健診(3歳5～7か月頃)

場所：四国こどもとおとなの医療センター
受診日の1か月くらい前に案内状をお送りします。

5歳児健診

対象：年度内に満5歳になるお子さま
場所：各幼稚園、保育所、こども園(一部)

参加してみよう♪ ひよこ教室

保護者向けの子育て教室
対象：①年度内に満5歳になるお子さまがいる方
②就学を翌年にひかえるお子さまがいる方

参加してみよう♪ 幼児相談・おっぱい相談・幼児食相談

身体測定、保健師・助産師・栄養士の相談
幼児食紹介
1歳のお誕生月には絵本や手形のプレゼントがあります。

参加してみよう♪ 子どもチャレンジ

対象：3～6歳の就園児と保護者

この時期に必要な基礎運動を専門スタッフが指導します。親子で楽しみながら体力・身体能力を伸ばしましょう。



予防接種について

予防接種は赤ちゃんの健康を守る大切なものです。予診票は、生後1か月になる月の中旬～下旬頃に郵送します。届いたら必ずよく読んでください。

子どものインフルエンザ予防接種費用を1回につき2,000円助成しています。
問合せ：保健課 ☎ 0877-63-6308

手当・医療などの手続きのほか、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から切れ目のない支援と、家庭児童相談・女性相談などを行う総合窓口です。子育て家庭のニーズに合わせて、保育所や子育て支援サービスの情報提供を行っています。

★妊娠期から乳児期の支援や相談

→ P1,2

妊娠期から子育て期の各種支援や相談を行っています。

保健師・助産師・管理栄養士にいつでもお気軽にご相談ください。



★子どもの発達・ことばに関する相談

→ P13,14

ことばや行動など、子どもの発達で気になることがあればいつでも相談できます。

専門のスタッフによる相談や教室（完全予約制）もありますのでお電話ください。



★家庭児童相談・女性相談

→ 子ども課 (相談専用)

☎ 0877-63-6371

家庭児童相談員、女性相談員が子どもとその家族や女性の心配事に関するあらゆる相談に応じています。ひとりで悩まず、お電話ください。

【その他の相談窓口】

香川県西部子ども相談センター
丸亀市土器町東8-526 ☎ 0877-24-3173

香川県子ども女性相談センター
高松市西宝町2-6-32 ☎ 087-862-8861

★不妊に関する助成や相談

ゆりかご支援事業

不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成します。

【不妊・不育症に関する専門的な相談窓口】
香川県不妊・不育症相談センター

☎ 087-816-1085

受付時間：毎週月～金曜日（祝日を除く）
10：00～16：00

★ひとり親家庭への支援・相談

ひとり親家庭の方が抱えているいろいろな悩みごとの相談や、生活の維持・自立などを支援する母子父子自立支援員・就労支援員を配置しています。

●児童扶養手当

要件を満たすひとり親家庭で18歳に達する年度末までの児童を養育している方に支給されます。

●ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の医療費が原則無料になります。（子が満18歳に達する年度末まで）

●遺児福祉年金

要件を満たす父または母が死亡したひとり親家庭の義務教育修了前の児童に支給されます。



●母子父子寡婦福祉資金貸付事業

自立支援と児童福祉を促進するために、無利子または低利子で資金の貸付を行っています。

●母子家庭等自立支援給付金事業

養成機関での修業などに対し、給付を行っています。

●ひとり親家庭等子育て支援事業

子育てホームヘルプサービスの利用料、病児・病後児保育の利用料(市内料金)の半額助成制度があります。

★子育て支援情報など
相談先が分からないとき

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援サービスなどから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や個別相談・援助を行っています。

- *子育て支援サービスのご案内
- *子育て応援マップの作成・配布
- *母子保健事業・乳幼児健診での情報提供
- *各種子育て支援サービスとの連絡調整
- *子ども課HPでのイベント紹介
- *訪問・付き添い等支援

子育て支援コーディネーターが必要な子育てサービスや適切な機関とあなたをつなぐお手伝いをします。



子育て支援コーディネーター 草薙・間島

☎ 080-3161-0830 support@k-kusu.com

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

委託先：NPO法人子育てネットくすくす



★地域の身近な相談役

民生委員・児童委員・主任児童委員
保育所等→P9,10
地域子育て支援拠点→P5,6

★チャイルドシート等の貸出
福祉自動車貸出、車いす貸出

善通寺市社会福祉協議会

善通寺市文京町2-1-4 ☎ 0877-62-1614
ベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシート等の貸出を行っています。

★学童期・思春期の悩み

スクールカウンセラーが先生・生徒・保護者と一緒にさまざまな悩みについて考えていきます。お子さんの通う学校へお問合せください。

★就職のこと

ハローワーク丸亀 マザーズコーナー
丸亀市中府町1-6-36 ☎ 0877-21-8609
子育てをしながら就職・転職を希望される方の就労支援専用窓口です。（お子さま連れでの相談可）

★休日・夜間の急病で受診に迷ったとき

小児救急電話相談

看護師等が相談に応じ、今すぐ受診すべきか、様子をみて大丈夫かアドバイスします。
局番なしの #8000
ブッシュ回線・携帯電話から利用可
ダイヤル回線・P電話からは☎087-823-1588
相談時間：毎日 19:00～翌朝8:00

★休日・夜間の急病やけがによる受診

休日当番医

市広報やホームページでご案内しています。

独立行政法人国立病院機構

四国こどもとおとなの医療センター

夜間の子どもの急な病気やけがに迅速に対応してくれます。 ※365日24時間対応
日中 (8:30～17:15) ☎0877-62-1000
夜間 (17:15～8:30) / 土日祝日 (終日)
☎0877-85-7777

こどもの救急ホームページ

http://kodomo-qa.jp/
診療時間外に病院を受診するか、判断の目安を提供しています。

公園・子どもの遊び場

天気の良い日は親子で外出するのもいいですね。思い切り走ったり、遊具で遊んだり…家の中ではできないことを楽しみましょう。

「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園

善通寺市吉原町918-1 ☎0877-63-8753
公園には季節の花が咲き、広くて遊具も充実しています。トイレや授乳室もあるので赤ちゃんから安心して楽しめます。子ども向けのイベントや教室も開催しています。



善通寺市民プール

善通寺市金蔵寺町398-6 ☎0877-63-3555 (夏場のみ)
家族で楽しめる大きなプールです。幼児プールをはじめ波の出るプールや流れるプールが大人気で、少し大きくなるとウォータースライダーも楽しめます。



丸山やすらぎ広場



東部池/前ボランティア公園



本郷通公園



香色山児童公園



吉原ボランティア公園



筆岡ボランティア公園



竜川ボランティア公園



皇子児童公園



片原町児童公園



野田院古墳公園



金蔵寺児童公園



未来クルパーク21親水公園



鉢伏ふれあい公園

善通寺市与北町2055-1 ☎0877-56-5355
芝生広場で元気いっぱい体を動かしたり、季節の花を眺めながら遊歩道の散歩も楽しめます。夜には観測室にて星空観測もできます。



吉原大池さざなみ公園



宮が尾古墳公園



大谷公園



王墓山古墳公園



パワーシティ善通寺店



大池の南・北側遊歩道



二頭親水公園



児童館・図書館 など

善通寺市東原児童館

善通寺市与北町2870-23
☎0877-62-3224
利用時間：月～金曜日 9:00～17:00



善通寺市立図書館(善通寺市民会館内)

善通寺市文京町3-3-1
☎0877-63-5188
開館時間：9:00～18:00
(7・8月のみ9:00～19:00)
休館日：毎月末日(土・日・祝は除く)
年末年始・特別整理期間



参加してみよう♪ リズムあそび

開催日時：毎週火曜日 10:00～10:45
場所：善通寺市民体育館 軽運動室
内容：絵本の読み聞かせ
リズムたいそう
親子ふれあい遊び
身体運動 など
対象：0歳～就園前の親子
問合せ ☎0877-63-6365 (子ども課)



※公園の所在地はMAP→P15～18をご覧ください。

認定こども園・保育所

カナン子育てプラザ21(私立)

善通寺市生野本町2-16-1
☎ 0877-62-3695



保育時間 7:00~18:00/延長~20:00

定 135名 **園** 月~土曜日 9:00~16:30
受 3か月~ **支** **一** **休** **病**
土 7:00~18:00 **相**

子どもが将来成長し、社会に関わる時により積極的にいかかわるうとする、心と知恵・生きていく力、そして豊かな感性と深い愛情をもった人として育つようにと願い、保育をしています。

善通寺保育所 (公立)

善通寺市善通寺町2069-2
☎ 0877-62-0033

保育時間 7:00~18:00/延長~19:00

定 70名 **園** 毎月第1・3木曜日 9:30~11:00
受 5か月~ **相**
土 7:30~13:00

家庭的な雰囲気の中、異年齢や地域の方との交流を持ちながら保育しています。(土づくり・みそづくり・菊づくりなど)



吉原保育所 (私立)

善通寺市吉原町3173-7
☎ 0877-62-7469

保育時間 7:00~18:00/延長~19:00

定 90名 **園** 毎週金曜日 10:30~12:00
受 3か月~ **支** **一** **相**
土 7:00~18:00

「笑顔いっぱいの子どもを育てる」子どもたちが安心感を持って保育所生活が送れるよう、保育者と子どもとのアタッチメントを築くことを基盤として、育児担当の保育に取り組んでいます。



定 定員 **受** 受け入れ月齢 **土** 土曜保育 **園** 園庭開放 **支** 地域子育て支援センター→P5
一 一時保育→P10 **休** 日曜・祝日の保育→P11 **病** 病児・病後児保育→P11
相 子育て相談 **HP** ホームページあり

入所についての問合せ：子ども課 ☎0877-63-6365
善通寺市では基準となる保育料から毎月一律4,500円を減額しています。

のぞみこども園 (私立)

善通寺市上吉田町8-7-24
☎ 0877-63-1231



保育時間 7:00~18:00/延長~19:00

定 150名 **園** 毎月第2水曜日 10:00~11:30
受 4か月~ **相** **HP**
土 7:00~18:00

香川短期大学の幼児教育における専門の先生方の協力のもと、0歳児から就学前の子どもたちが生き生きと活動し自己発揮できる教育保育を心がけています。人として生きる基礎が培われる時期に携わる私たちは、子ども自身の力を尊重し、子どもの発達過程や心身の状態に応じた環境や援助を心がけ、子どもたちが意欲的に活動したり生活できるようにしています。

竜川保育所 (公立)

善通寺市原田町289
☎ 0877-62-1210

保育時間 7:00~18:00/延長~19:00

定 80名 **園** 毎月第3金曜日 9:30~11:00
受 5か月~ **相**
土 7:30~18:00

地域に根ざした保育所であり、隣の幼稚園と園庭を共有しています。畑での野菜栽培やみそづくりなど、いろいろな体験を通して豊かな心を育てています。



南部保育所 (私立)

善通寺市大麻町1324-2
☎ 0877-62-3751

保育時間 7:00~18:00/延長~19:00

定 60名 **園** 月~土曜日 10:00~16:00
受 4か月~ **支** **一** **相** **HP**
土 7:00~18:00

心と体の成長を願って0歳児から運動あそびに取り組んでいます。一人ひとりが、ゆったりと落ち着いて過ごし、人や物に対して思いやり、優しさ、感謝の気持ちを持つことが出来る子どもに育ててくれるようお願いを行っています。



企業主導型保育事業所

わくわくチャイルド

善通寺市原田町1496-1
☎ 0877-63-8000

保育時間 8:00~19:00/延長7:30~・~19:30

定 10名(地域枠5名) **土** 7:30~19:30(延長含)
受 5か月~2歳児 **一** **相** **HP**



戸外での活動を促し、自然に多く触れるなかで、友だちとの関わりを通して考える力・行動する力・我慢する力を育むよう取り組んでいます。

一時保育

保育所等または幼稚園に在園していない未就学児を一時的に預かるサービスです。事前登録・予約をしてからご利用ください。

カナン子育てプラザ21「カンガルー組」

対象：生後5か月~未就学児(市民)

| | 1日(8:30~17:30) | 半日(8:30~12:30) (13:30~17:30) |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 0歳児 | 3,000円 | 1,500円 |
| 1・2歳児 | 2,500円 | 1,300円 |
| 3歳児以上 | 2,000円 | 1,000円 |
| 延長 | 前後30分につき250円 (半日利用の場合12:30~13:30) | |
| 食事代 | おやつ含む500円 おやつのみ100円 | |

南部保育所「なかよし」

対象：生後5か月~未就学児

利用料金：1日(8:30~16:30) 2,000円
※延長30分につき 250円
食事代(おやつ含む) 400円
半日については要相談

私立幼稚園

善通寺聖母幼稚園(私立)

善通寺市上吉田町4-9-24
☎ 0877-62-1087

保育時間 月~金曜日 8:30~14:45

定 45名 **受** 満3歳~ **相** **HP**

預かり保育を平日14:45~17:45までと春休み・夏休み・冬休みに実施しています。

地域型保育事業所

ポエム保育園

善通寺市中村町1793-1
☎ 0877-85-7101

保育時間 8:00~18:00

定 12名(地域枠4名) **土** 8:00~18:00
受 8か月~2歳児 **休** 祝日のみ



「明るく、たくましく、集中できる子ども」を保育目標とし、基本的な生活習慣や態度、豊かな心情、創造性を培うような保育を実施しています。

吉原保育所

対象：生後5か月~未就学児(市民)

| | 1日(8:30~17:30) | 半日(8:30~12:30) (13:30~17:30) |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 0歳児 | 3,000円 | 1,500円 |
| 1・2歳児 | 2,500円 | 1,300円 |
| 3歳児以上 | 2,000円 | 1,000円 |
| 延長 | 前後30分につき250円 (半日利用の場合12:30~13:30) | |
| 食事代 | おやつ含む500円 おやつのみ100円 | |

わくわくチャイルド

対象：生後5か月~2歳児

| | 1日(8:00~19:00) | 半日 4時間 (9:00~13:00)(13:00~17:00) |
|-------|---------------------|-------------------------------------|
| 0歳児 | 3,000円 | 1,500円 |
| 1・2歳児 | 2,500円 | 1,300円 |
| 延長 | 前後30分につき500円 | |
| 食事代 | おやつ含む500円 おやつのみ100円 | |

参加してみよう♪

園庭開放 さんさんクラブ



開催日時：
毎月3回木曜日
内容：
10:00~ 週の活動
11:00~ 園庭開放

子育てホームヘルプサービス

普通寺市民の乳幼児から小学3年生(0歳~9歳)をもつ保護者のうち、一時的に育児及び家事援助を必要とする保護者のいる家庭に対して、子育てホームヘルパーを派遣するサービスです。

コーディネート：カナン子育てプラザ21

普通寺市生野本町2-16-1
☎ 0877-62-3695

ひとり親家庭 1時間 250円
その他の家庭 1時間 500円

- ・事前に顔合わせをします。
- ・夜間、休日も相談可
- ・利用者の希望に応じて1時間から利用可
- ・市外の方はご相談ください。

病児・病後児保育

病気の回復期又は病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等やむを得ない理由により家庭で保育ができない場合に、一時的に預かるサービスです。

保育時間：1日(8:30~17:30) 半日(8:30~12:30)(13:30~17:30)

にしかわクリニック 病児保育室「げんきになあれ」

普通寺市木徳町1073-6 ☎ 0877-63-6500
月~金曜日(木・土・日・祝日等休み)

| | 1日 | 半日 |
|-------|-----------------|--------|
| 普通寺市内 | 2,000円 | 1,000円 |
| 普通寺市外 | 3,000円 | 1,500円 |
| 延長 | 超過30分以上 500円 | |
| その他 | 昼食代500円(おやつ代含む) | |

対象：~小学6年生
定員：2名
(病気の種類により1~3名に変更あり)



おかだ小児クリニック 病児保育「おひさま」

丸亀市柞原町682-1 ☎ 0877-58-0707
月~金曜日(土・日・祝日等休み)

| | 1日 | 半日 |
|------|-------------------------------|--------|
| 丸亀市内 | 2,000円 | 2,000円 |
| 丸亀市外 | 3,000円 | 3,000円 |
| 延長 | なし | |
| その他 | 昼食代500円(おやつ代含む) 半日利用は昼食代無料 | |

対象：~小学6年生
定員：3~5名(原則前日の18:00までに電話予約。当日でも空きがあれば受付可)

休日保育

日曜・祝日の保育サービスです。

カナン子育てプラザ21 対象：未就学児(市民)

| | 1日(8:30~17:30) | 半日(8:30~12:30) (13:30~17:30) |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 0歳児 | 4,000円 | 2,000円 |
| 1・2歳児 | 3,000円 | 1,500円 |
| 3歳児以上 | 2,000円 | 1,000円 |
| 延長 | 前後30分につき250円 (半日利用の場合12:30~13:30) | |

- ・当日キャンセルした場合、利用料の50%徴収
- ・利用料金は当日支払
- ・お休み：年末年始(12/31~1/2)、日曜日が3/31、4/1の場合
- ・完全予約制です。金曜日17:00までにお申し込みください。
- ・昼食、おやつはご持参ください。
- ・幼稚園児、他保育所からの利用も可能です。

カナン子育てプラザ21 病児保育室「らっこ」

普通寺市生野本町2-16-1 ☎ 0877-62-3695
月~金曜日(土・日・祝日等休み)

| | 1日 | 半日 |
|-------|--------------------------------------|--------|
| 普通寺市内 | 2,000円 | 1,000円 |
| 普通寺市外 | 3,000円 | 1,500円 |
| 延長 | 前後30分につき250円 (半日利用の場合12:30~13:30) | |
| その他 | 昼食代500円(おやつ代含む) | |

対象：生後5か月~小学6年生
(在宅児も対象。医師の連絡書が必要)
定員：2名



病児・病後児保育利用料無料化事業

3歳未満第2子・就学前第3子について病児保育の利用料(飲食物費・延長料金を除く)が無料となります。ご利用前に子ども課への申請が必要です。

市外の病児・病後児保育を利用する場合

利用施設の窓口では、市外料金(1日分+1,000円)となりますが、後日、領収証を子ども課に提出すると差額1,000円が支給されます。

公立幼稚園

月~金曜日 8:30~14:30
幼稚園の利用を希望される場合は申込書類を入園希望幼稚園へご提出ください。

教育総務課 ☎ 0877-63-6326

| | | |
|-------|----------------|-----------|
| 中央幼稚園 | ☎ 0877-62-0708 | 文京町4-5-3 |
| 東部幼稚園 | ☎ 0877-62-4240 | 稲木町380-3 |
| 西部幼稚園 | ☎ 0877-63-0155 | 普通寺町1146 |
| 南部幼稚園 | ☎ 0877-63-0156 | 生野町2880-1 |
| 菟川幼稚園 | ☎ 0877-62-0948 | 原田町290 |
| 与北幼稚園 | ☎ 0877-63-0157 | 与北町1240-1 |
| 筆岡幼稚園 | ☎ 0877-63-0158 | 中村町1581-1 |
| 吉原幼稚園 | ☎ 0877-63-0159 | 吉原町1617 |

小学校

| | | |
|-------|----------------|-----------|
| 中央小学校 | ☎ 0877-62-1616 | 文京町4-5-1 |
| 東部小学校 | ☎ 0877-62-0703 | 稲木町450-1 |
| 西部小学校 | ☎ 0877-62-0701 | 普通寺町1146 |
| 南部小学校 | ☎ 0877-62-0702 | 生野町2990-1 |
| 菟川小学校 | ☎ 0877-62-0705 | 原田町306-1 |
| 与北小学校 | ☎ 0877-62-0704 | 与北町1238 |
| 筆岡小学校 | ☎ 0877-62-0706 | 中村町1575-2 |
| 吉原小学校 | ☎ 0877-62-0707 | 吉原町2811 |

わくわくキッズクラブ

対象 幼稚園児・小学生
実施場所 社会福祉法人 千周会 ケアハウスまどか1F
普通寺市原田町1496-1

| 利用日時 | 利用日 | 利用時間帯 |
|---|-----|------------|
| ① 学校登校日 ・月~金曜日 | | 放課後~19:00 |
| | | 8:00~19:00 |
| ② 学校休業日 ・土曜日(第1・3) ・春休み・夏休み・冬休み ・振替学校休業日 | | 8:00~19:00 |

利用料 ・幼稚園児は就労証明等の提出により利用料無償となります(給食費別途)
・小学生は就労証明等の提出により利用料金は下記の通りとなります。

| 基本利用料(月額) | 利用日額 | 教材・おやつ代 無料 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------|
| 1,500円 | 上の表の区分 ①200円 ②400円 | その他の費用 18:00以降利用時の 軽食代200円 |

※一時的に家庭保育が困難な方は要相談。
料金は基本利用料10,000円、利用日額(①200円②400円)、教材・おやつ代100円/日となります。

申込に必要なもの

・認印・保険料800円(全員対象)・就労証明等
※菟川小学校・幼稚園はお迎えにお伺いします。
上記以外の学校等へのお迎えはご相談ください。

問合せ・申込 ☎ 0877-63-8000(日野)

幼稚園・小学校の放課後や学校休業日に保護者の就労など各家庭の事情によりお子さまを預かります。

小学生スタディーアフタースクール(ZSAS)

対象 小学生
実施場所 各小学校(一部は幼稚園)
利用日時

| 利用日 | 利用時間帯 |
|---|------------|
| ① 学校登校日 ・月~金曜日 | 放課後~18:30 |
| ② 学校休業日 ・土曜日 ・春休み・夏休み・冬休み ・振替学校休業日 | 7:20~18:30 |

利用料

| 基本利用料(月額) | 利用日額(おやつ代等含む) |
|-----------|-------------------|
| 1,500円 | 上の表の区分①200円 ②400円 |

※8月を除く月は3,000円、8月は6,000円を上限。
※3人目以降(金額の高い順)の利用料は無償。

申込に必要なもの

・認印 ・就労証明等 ・保険料 800円

幼稚園スタディーアフタースクール(ZSAS)

対象 幼稚園児
(保護者の就労等により保育の必要性の認定を受けた園児)

実施場所 各幼稚園
利用日時 上記利用日時と同様
利用料 無償(おやつ代等含む)

申込に必要なもの

・認印 ・就労証明等

幼稚園一時預かり事業

対象 幼稚園児(保護者の疾病等により家庭での保育が一時的に困難な場合)

実施場所 各幼稚園
利用日時 上記利用日時と同様
利用料 上の表の区分 ①400円 ②800円
(おやつ代等含む)

申込に必要なもの

・認印 ・申請添付書類(場合により必要)

※申込用紙は各幼稚園にあります。

問合せ 教育総務課 ☎ 0877-63-6327

子どもの成長・発達支援

子どもは、成長のステップを積み重ねながら大人になっていきます。

大人になるまでの時期、子どもの成長変化も大きく、幼稚園・学校などの集団生活や家庭生活で、子どもが生活環境の変化に対応できにくい時期に遭遇することがあります。原因は、子どもの状態によって違いがあるものです。

子どもが大人になるまでの大切な時期、家庭の果たす役割は重要であると言えます。子どもや家庭が抱える問題や課題に対して、家庭だけで抱え込まないように、子どもと家庭の変化に合わせて具体的な解決策が得られるような相談機関等の活用を積極的に考えましょう。

例：年齢相応の対人関係が築けない、発達の問題、発達障害、親子関係、家庭生活の問題、進路や将来の不安等



善通寺市

窓口・電話相談：子ども課(0877-63-6365) 家庭児童相談(0877-63-6371) 社会福祉課(0877-63-6339)

子ども発達相談 月1回完全予約制 (予約は子ども課へ) ことばの遅れや子どもの気になる行動など

ことばの相談 月2回完全予約制 (予約は子ども課へ) ことばの発達や発音が気になるなど

メロディ教室 2か月に1回完全予約制 (予約は子ども課へ) 親子での遊びを通してお子さんのことばを育てる

四国学院大学子ども家庭相談室 (0877-62-2111 野崎研究室内線360) 発達相談、子育て相談 ※要予約

独立行政法人国立病院機構

四国こどもとおとなの医療センター (代表：0877-62-1000)

香川県中讃保健福祉事務所 (0877-24-9963) 子育て相談

こころとからだの相談センター 善通寺養護学校内(0877-62-7631) 教育相談、就学、進学相談など

しょうがい者生活支援センターふらっと (0877-64-0705) 障害のある方やその家族の生活相談

香川県西部子ども相談センター (0877-24-3173) 子育ての心配や不安、不登校など

厚生労働省委託事業若者就労支援

さめき若者サポートステーション/サポステ・プラス (0877-58-1080)

15歳～49歳の無業状態の若者の就労支援

NPO法人

ペアレントメンターかがわ (080-2978-8304) 同じ親の立場で子育て相談

香川県発達障害者支援センター

アルプスかがわ (087-866-6001) 発達障害についての相談と支援 (個人・機関どちらでも可)

ワンポイント

子どものこんな行動に気がかりを感じたら

- 忘れ物が多い
- コミュニケーションが苦手
- 落ち着きがない
- 集団で活動することが苦手
- 課題などに集中して取り組むことが苦手
- 予定外のことがあったらパニックになる
- 文字を覚えるのが苦手
- こだわりが強い …など

子どもの気になる部分があったら、上記の相談機関などに相談をしてみましょう。

日ごろから家庭などで注意して関わることで、子どもの成長を高めることができます。

発達の気になる子どもを持つ親子の支援

子ども発達相談 毎月1回(要予約)

子どもの発達や行動の気がかりなど、香川県西部子ども相談センターの先生による相談です。

ことばの相談 毎月2回(要予約)

子ども(3歳児～就学前)のことばの遅れや発音が気になる方に言語聴覚士による相談です。

問合せ・予約：子ども課保健師
☎ 0877-63-6365

NPO法人ペアレントメンターかがわ

発達に心配のある子どもを育ててきた親が子育ての不安や悩みを一緒に考えます。

☎ 080-2978-8304

http://www.pmentor-kagawa.org
nakama@pmentor-kagawa.org

発達障害とその周辺児を育てる親の会 ほめまる

発達障害についての勉強会の開催や、同じ立場の親同士で情報交換し支え合うための活動をしています。

☎ 090-9555-9068 (代表 平山)

http://homemaru.web.fc2.com/
homemaru@hotmail.co.jp

障がいのある子どもへの支援

しょうがい者生活支援センター ふらっと

障がいのある方やその家族の地域における生活を支援するため、専門の相談員が必要な情報の提供やサービスの利用支援などを行います。

善通寺市文京町2-1-4

☎ 0877-64-0705

相談支援事業所 くすくす

障がいのあるお子さんが障害児通所支援事業等の福祉サービスを利用するための利用計画を作成したり、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

善通寺市と北町556

☎ 0877-43-6001

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当です。(支給要件があります。)

手当月額：14,880円

(R3年4月現在)

特別児童扶養手当

20歳未満の、中程度以上の障がいのある児童を監護している父・母もしくは養育者に支給される手当です。(支給要件があります。)

手当月額：1級 52,500円

2級 34,970円

(R3年4月現在)

申請についての問合せ：

社会福祉課 ☎ 0877-63-6339

児童発達支援

障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。

放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。

NPO法人子育てネットくすくす

すまいる (児童発達支援・放課後等デイサービス) 善通寺市文京町2-2-2 子ども・家庭支援センター内 (改修中は総合会館)

☎ 0877-64-0570

すてっぷ (放課後等デイサービス)

善通寺市と北町556

☎ 0877-63-0560

NPO法人エール

ぴこり (児童発達支援・放課後等デイサービス)

善通寺市上吉田町2-5-9

☎ 0877-43-2300

参加してみよう!

善通寺市心身障害児(者)父母の会

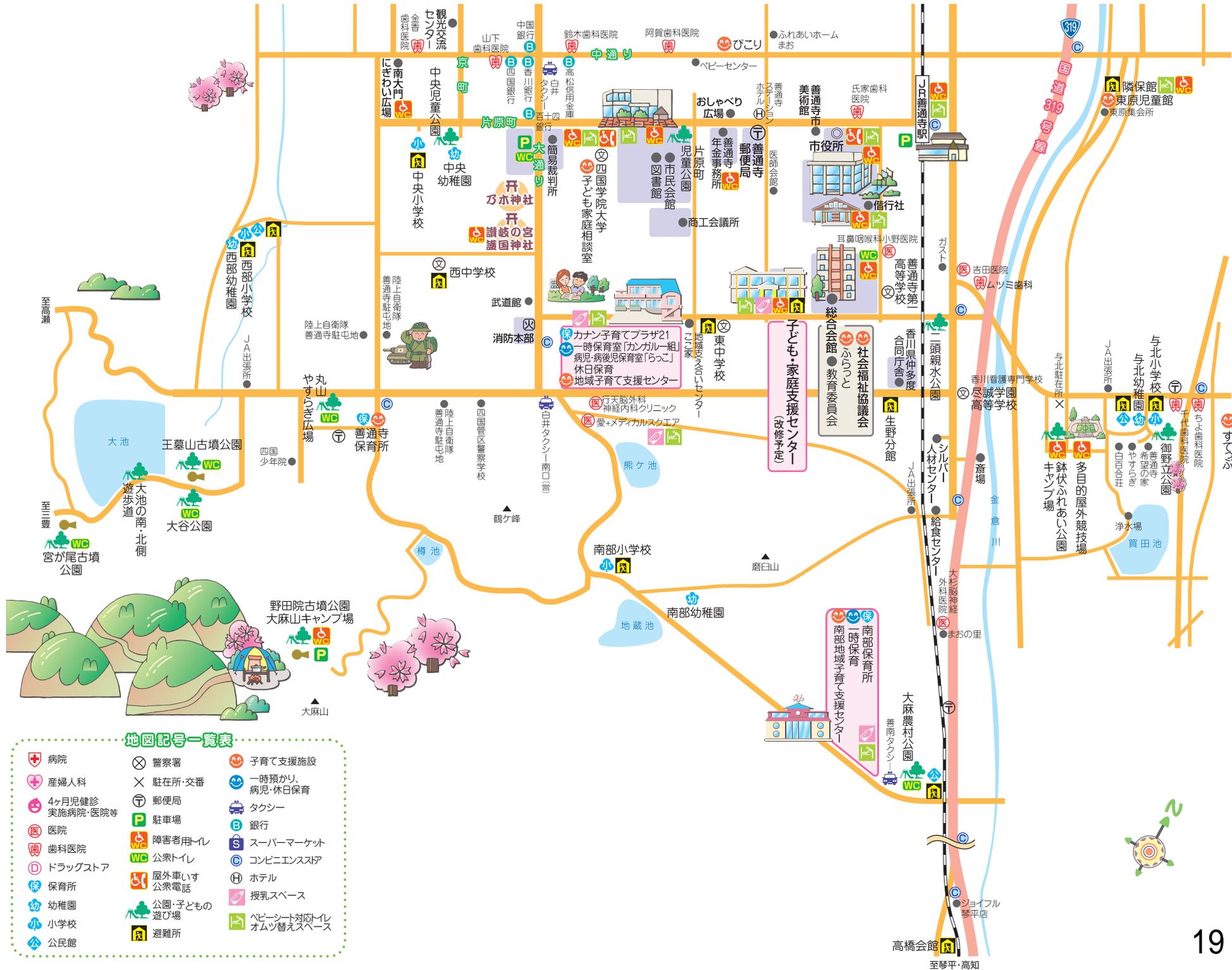
☎ 090-7620-0661 (代表 吉崎)

善通寺地域訓練会

☎ 090-1579-2547 (代表 松原)

地図記号一覧表

- | | | |
|---------------|-----------|---------------|
| 病院 | 警察署 | 子育て支援施設 |
| 産婦人科 | 駐在所・交番 | 一時預かり、病児・休日保育 |
| 4ヶ月健診実施病院・医院等 | 郵便局 | タクシー |
| 医院 | 駐車場 | 銀行 |
| 歯科医院 | 障害者用トイレ | スーパーマーケット |
| ドラッグストア | 公衆トイレ | コンビニエンスストア |
| 保育所 | 屋外車いす公衆電話 | ホテル |
| 幼稚園 | 授乳スペース | ベビースーツ対応トイレ |
| 小学校 | オムツ替えスペース | 避難所 |
| 公民館 | | |



地図記号一覧表

- | | | |
|----------------|------------|--------------------------|
| 病院 | 警察署 | 子育て支援施設 |
| 産婦人科 | 駐在所・交番 | 一時預かり、病児・休日保育 |
| 4ヶ月児健診実施病院・医院等 | 郵便局 | タクシー |
| 医院 | 駐車場 | 銀行 |
| 歯科医院 | 障害者用トイレ | スーパーマーケット |
| ドラッグストア | 公衆トイレ | コンビニエンスストア |
| 保育所 | 屋外車いす公衆電話 | ホテル |
| 幼稚園 | 公園・子どもの遊び場 | 授乳スペース |
| 小学校 | 避難所 | ベビースーツ対応トイレ オムツ替えスペース |
| 公民館 | | |

子ども・家庭支援センター
(改修予定)

社会福祉協議会
教育委員会

南部保育園
一時保育
南部地域子育て支援センター

相談支援事業所
すていか



坂崎構成員提出資料

人口減少地域における 保育所等の今後の事例

令和3年6月28日

坂崎 隆浩

社会福祉法人 清隆厚生会 理事長

幼保連携型認定こども園こども園ひがしどおり園長

(社会福祉法人 日本保育協会 理事)

事例1

機関連携が功を奏した望ましい事例

【園の概況】

- ・定員数:平成24年度当初220人→現在175人(入園数157人で定員割れ続く)
- ・入園数:平成24年度当初 最大240人(村の就学前の7割弱入園)
令和4年度想定140人台と年間100名削減状態にある。
※今年度より3歳以上児3クラスが2クラス制になり、現在部屋としては空き教室が3つある。
- ・保育料:令和2年度から0歳児から完全無償化となった。3歳以上児のバス運営は村が行っている。
- ・苦情解決:平成24年度より苦情解決第三者委員の設定。同年より園独自に運営協議会を設置。
- ・教育・保育:平成24年度当初保育所型認定こども園
→平成27年度幼保連携型(完全なる小学校との連携)
※教育長・小学校校長等アプローチカリキュラム等作成など小・中学校及び所管の教育委員会と三位一体で教育・保育を進めている。
- ・福祉の充実:学校医(村診療所)と密接なる連携(満5歳児健診(学級としては4歳児の)等、看護師分の人件費補填)
- ・小学校との連携:中学校も含め、連携会議に年6回程度参加。
- ・法人(園内)研修:他の1法人と連携して、開設2年前から年5~6回程度の研修を行って、12年目を迎える。
園外研修の充実も図っている。
- ・施設関係者評価:学校評価として平成27年度より実施。評価委員会設定。
- ・外部監査:平成27年度より実施。(それまで年度末決算のみだったものを毎月の外部監査とした)
- ・公開保育:平成30年度より4年続けて実施(内1回は全県に公開150名参観)
- ・児童発達支援事業:必要な資格を取らせるとともに、研修会を法人で開催している。
法人では他地区に本年度中途に開始する予定である。

【園の概況及び今後の予定】

- 0-1平成24年度園開設当初より子育て支援センター開設。最大時年間延人数4,000人超え
- 0-2虐待・不登校・保護者支援などの教育長・小中学校校長との会議毎月開催を立ち上げ
- 0-3園より村に対して要保護児童対策協議会を要望して協議会を立ち上げ
- 0-4昨年度コロナ対応でオンライン子育ても開始
- **1-1 来年度4月1日より児童発達支援事業を空き教室を活用して行う。**
- **1-2 来年度より5年以内に病後児保育を同上で行う。**
- **1-3 来年度より5年以内に放課後デイサービスを同上で行う。**

※1)今後小学校における村運営の学童保育については実施依頼される可能性が高いが、金額的に事業として成り立たないので要検討となっている。

※2)一時保育や支援センターではない、就労によらない村独自の未就園児の新たな保育使用が可能かを、
村当局と相談する予定である。(就労によらず園に週1回でも通える仕組みの導入)

→「保育を必要とする人」が保育を使えるモデル事業等を人口減少地域から行うべきである。(13事業対象)

※3)連携推進法人による災害・研修・事業展開等を他の法人と模索中である。

平成24年に村内公立9施設を統合し、1村1園の乳児施設建設を民設民営方式の社会福祉法人に依頼。建築から法人が支援して園舎や園庭を構築。村では建物・土地の無償貸与等、現状は運営も含め公私連携に近く、村当局及び保護者、消防、商工会など村ぐるみで応援をしている。建物は小中学校と渡り廊下で繋がっており、村のコンセプト「保幼小中一貫教育」を建物的にも体现している。現在、0歳からの保育料無償化もあり村の就学前の子どもの9割近くが入園しており、この10年間青森県40市町村中、出生率は4位と比較的高い。

(当然ながらコロナ禍も含め、日祝祭日年末年始を除いた臨時休園は1回も無い)しかし、開設より10年の経過に伴い園児数の減少で空き教室等も確実に増えている。これらを鑑み、現在の建物を利用した新たなワンストップでの事業展開は必至であると考え、村と協議してこの5年間に事業を整備する方向であり、上記のような計画に至っている。

【園の周辺状況】

人口減少地域にあるが、村(担当部署は教育委員会)・地域・法人施設が一緒になり、子育て支援に取り組んでいる。

当施設は現在10年目の節目の年であり、開設当初より特に乳幼児期の教育には力を入れており、現在も公開保育等の更なる充実を図っている。

村の要望(児童発達支援関係など)による空き教室活用の事業等の展開が来年度より予定されている。近い将来、虐待予防も含め、就労によらない入園の仕組みを検討予定である。

今後、人口減少は更に厳しい状況になると考えられるが、村及び地域の基本的コンセプトは保幼小中一貫教育であり、乳幼児期からの子育て支援及び教育・保育がその出発点であるとともに、村の未来・希望を担っている。

【当該地域における制度要望】

人口減少地域における乳幼児保育施設の空き教室等を活用したワンストップ型の事業展開によって保育士等の活用(雇用維持)の仕組みを導入する。

又、これらがスムーズに進むように国及び都道府県が財源的にもバックアップする仕組みを創設すべきである。

事例2

存続の可否を**迫られている**事例

【園の概況】

- ・1町1村により合併したN町の旧K村1村1園公立の民間委託を受け7年目となる。
- ・人口減少が厳しい地域だが、当園開設に伴い、N町は保育料全額無償化にし、そのことにより一時的ではあるが法人の予想よりも遥かに出産数が増えた。
- ・しかし、コロナの影響もあると思うが、旧K村(人口2,500人)の令和2年度からの出生数は1名である。
- ・地域の方々には「地域の消滅について」その都度話してきたが、中々理解を得られない状況にある。
- ・又、地域に小中学校が新しく建設されており、その際に乳幼児も入る仕組みを提言したが、難しいという判断であった。

旧K村の保護者・地域には教育・保育の面では大きな評価を受けているが、園舎の土地・建物の無償賃貸条件が10年(令和6年度)であり、電気灯油代などの維持費を考えると運営の断念を法人内で協議している。

【園の概況及び今後の予想】

| 年度 | 在園児数（予想） | 備考 |
|--------|---|---|
| 平成27年度 | 60人 | 園舎は90人対応。民設民営で運営 |
| 令和3年度 | 38人(5歳児8人、4歳児7人、3歳児12人、2歳児5人、1歳児6人、0歳児0人) | <ul style="list-style-type: none"> ・給食外部委託 子育て支援センター廃止 ・保育教諭法人内異動、パート職員雇用廃止 ・教頭・主幹保育教諭を中途より法人内異動予定 |
| 令和4年度 | 32人(0歳児2名入園と仮定) | ・認定こども園から保育所へ転換予定 |
| 令和5年度 | 27人(0歳児2名入園と仮定) | ・園長を法人内異動予定(保育所園長不在/減算) |
| 令和6年度 | 17人(0歳児2名入園と仮定) | ・この年度に民設民営を廃止するか検討中 |
| 令和7年度 | 14人(0歳児2名入園と仮定) | |
| 令和8年度 | 12人(0歳児2名入園と仮定) | |

【当該地域における制度要望】

当園から、合併したN町の中心地に行くまでに車で山を越え30分程度だが、冬場は雪の為、中心地に行くのは厳しい地域である。乳幼児期の子どもを通わせるのはどうかと考える。

そうであれば、令和7年度以降も地域で出来る仕組みを考えてもらいたい。私の社会福祉法人ではそれが出来ないのが今の保育制度の現状である。

人口減少地域における社会福祉法人による乳幼児保育施設の返還と保育の撤退を自治体に提言すると共に、是非とも公立施設復活又は村社会福祉協議会等による乳幼児期施設の在り方を町として考えていただきたい。
又その時への国・県等のバックアップも検討願いたい。

2つの事例も踏まえて、人口減少地域、孤立、多様なニーズ等を検討するにあたり前提条件として次の3点を要望したい。

1. 現在の課題に対しても検討願いたい。

1点目は中長期の課題ばかりで無く、差し迫った現在の課題をどうするかについて検討が必要と考える。中長期との論点と分けて検討すべきである。

2. 市町村及び都道府県に対して保育計画等の実施責任を持たせるべきである。

2点目は保育の実施主体である市町村と広域調整を行う都道府県に今後の保育計画等の実施責任を持たせる必要がある。令和7年には待機児童が相当解消されることを考えると、その後の人口減少に伴う地域の保育計画とその実施は一刻も早く考えるべきであり、その為の計画作成は必須と思う。

3. 最早就労を中心とした保育の必要性に着目するのは限界が来ている。

子育て世帯の孤立化や子どもの発達障がいから救う手立てとしてモデル事業を早期に立ち上げ、進めるべきである。

※(別紙)令和2年度 第20回健やか親子21推進協議会総会議事録(抜粋)参照

(別紙)

令和2年度 第20回健やか親子21推進協議会総会議事録(抜粋)

現状、早期発見に関与するシステムや機関としては、乳幼児健診や保育所、幼稚園等の保育教育機関、さらに医療機関があります。これらの領域で、子どもに関わる専門職者が早期発見から支援に至る見通しを十分に持ち、それを親と共有して、親子を支援していくことが重要だと考えられます。特に、本年度の取組では、子どもの発達支援と親支援に関わる第1次支援者として、保育者に着目しています。取組内容としては、保育所や幼稚園等の現場で、発達障害と思われる子ども、あるいは気になる子どもを支援する際の留意点等を簡潔に提示するリーフレットを制作、広報し、保育者に配布することによって、早期発見、早期支援に関わる保育者の支援につなげることを意図しています。つまり、支援者を支援することによって、さらに子どもたちと保護者への有効な支援を展開できればと考えています。

リーフレットの構成や内容は検討中ですが、発達障害についての基礎的な知識や、保育者が発達を確認するポイント、接し方や対応のポイント、発達障害の可能性を認めた際の対応、さらに就学に向けた支援まで、未就学段階での早期発見からの一連の見通しを提示する内容にしたいと考えています。来年度の早い段階で広報できるように、関係者間で調整を図り、さらに検討を進めたいと思っています。以上です。よろしくお願いいたします。

○健やか親子 21 推進協議会 会長

ありがとうございます。発達障害にはいろいろな角度から取り組んでいますが、保健の立場からすると、保育や幼稚園、こども園等からの支援も非常に重要になってくると思います。(略)

○『妊産婦のメンタルヘルスケア』担当委員

ありがとうございます。現状、発達障害の早期発見現場として乳幼児健診も機能していると思いますが、保護者と子どもに関わる日常生活の場として、保育所、幼稚園、こども園等の中で、有効な支援を展開できると、さらに日常の中で寄り添うことも可能ですし、発見から医療や療育につながるなど、さまざまな一連の動きの中で、適宜、心理的な支援も含めて展開できます。また、保育士を支援することは、発達障害を巡る親子支援の中で非常に重要な視点だと考えています。そのため、今回、このような検討を進めています。

○健やか親子 21 推進協議会 会長

ありがとうございます。2016年頃に、保育協会が全国の保育園を調査して、過半数の保育所にいろいろな課題のある子どもがいるという調査結果がありました。3分の1が自閉症で、他には知的障害の子どもや視覚、聴覚に課題のある子どももいました。それで言うと、やはり発達障害、特に自閉症の負荷が大きいかという調査結果でした。そういった保育者に、少しでも支援ができることは非常に大事だと、私も思います。リーフレットを先ほどと同程度の時期にまとめていただければと思います。よろしくお願いいたします。

坂本構成員提出資料

第2回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 事例紹介

2021年6月16日提出
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
副理事長 坂本純子

検討会が掲げる中長期的課題

- ①人口減少地域等において、保育所の利用児童が減少する中で、既存の施設規模の縮小などの検討が求められる
- ②地域で孤立する子育て世帯が見られる中で、保育所や保育士の専門性を活かした支援が考えられる
- ③多様なニーズを抱えた子ども・家庭への支援の重要性・必要性が高まり支援の強化が求められること
- ④今後、生産年齢人口が減少していく中で、保育ニーズに応え、利用者に安心を与える保育士の確保が求められること

地域子育て支援拠点事業の実践的な立場から、下記の意見を提出いたします。

1. 課題①において、カナダなど北米で実践されているEarly Years Centreによる所管地区への「アウトリーチ」やニュージーランドの過疎地保育の代替機能として実践されている保護者による協働保育「プレイセンター」などの事例を参考にした対応策の検討を提案したい。広大な国土や保育所整備が途上にある国では、日本の現状と共通する保育課題を抱えている。
「プレイセンター」は北海道恵庭市での実践の歴史があり、日本プレイセンター協会が普及に取り組んでおり、活動中のプレイセンターとして20団体がホームページで紹介されている。
加えて、日本型の協働保育プログラムとして地域子育て支援拠点での実施を前提に開発され、健やか親子21でも紹介された支え合いの子育て「なかまほいく」は既に6万人を超える親子が利用している。
2. 課題②③④において、課題解決策を保育所・保育士だけに求めるのは現実的ではない、との意見が第1回検討委員会で相次ぎ、地域子育て支援の現場からも同意するところである。
人口減少地域で、縮小を余儀なくされる保育環境下で、限られた地域資源とマンパワーを活用し、少数でありながらも多様な保育・子育てニーズに対応するには、まず子育て家庭の利用者に寄り添い、状況を把握し、限られた地域資源を柔軟に活用する対応策づくりと、そのスムーズな提供が、一連で展開されるソーシャルワーク的な支援が前提となる。
こうした支援に近似の事業として、利用者支援事業の整備が基礎自治体で推進されている。
人口減少地域においては、子育て家庭に最も身近な存在として活動し得る「利用者支援事業基本型」の役割や機能の拡充・強化による対策を、現実的な方向として提案したい。
現在、利用者支援事業は、子育て支援センターや子育てひろばなどの地域子育て支援拠点事業で実施する基本型のほかに特定型と母子保健型があるが、「利用者支援」と「地域支援」の双方の業務を必須とし、これらを連携させる支援が実施要綱に規定され、実践されているのは「基本型」のみである。
人口減少地域では、少数でありながらも、子育て家庭の幅広い保育・子育てニーズに対応する総合的かつ柔軟な支援が求められることから、基本型以外の特定型と母子保健型では、その機能に偏りがある。現在、利用者支援事業基本型の約半数が、子育て家庭に最も身近な地域子育て支援拠点で展開されていることも、現実的な方策を考える上の利点である。
保育士のソーシャルワークや地域子育て支援が、保育所においても期待されているものの、支援対象に親を含む子育て支援やコミュニティ・ベースでの展開やアウトリーチは、保育の専門性を超えた業務と捉える傾向も未だ根強い。
こうしたことから、保育所機能の一部ではなく、独立した地域子育て支援拠点事業と一体で展開される基本型の利用者支援事業の機能拡充・強化による課題解決の道を探ることを、有効な策と考える。

以上

遠山構成員提出資料

相模原市の公立園の再編について

平成18年と19年に合併した津久井地域（旧4町）では、児童数の減少、施設の老朽化、一部では土砂災害警戒区域に指定されていることから、次のとおり再編を行っている。

- 令和2年4月 青根児童保育園を廃止し、青野原保育園に統合
- 令和3年4月 鳥屋児童保育園の休園
- 令和4年4月 千木良保育園を廃止し、相模湖こども園に統合
- 令和5年4月 日連保育園とふじの幼稚園を廃止し、（仮称）藤野こども園を設置
- 令和5年4月 城山幼稚園を廃止
- 令和8年4月 城山中央保育園、城山西部保育園を廃止し、城山幼稚園跡地に（仮称）城山保育園を新設

医療的ケア児・家族支援法について

- 令和3年6月11日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立
- 医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為」と定義された（同法第2条第1項）
- 基本理念として、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない（同法第3条第1項）
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する（同法第5条）
- 保育所の設置者等は、基本理念にのっとり、設置する保育所等に在籍して医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する（同法第6条第1項）
- 保育所の設置者等は、設置する保育所等に在籍している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他必要な措置を講ずるも受けられるよう、看護師等の配置（同法第9条第2項）

相模原市の医療的ケア児の受入れ状況について

【現状】

- 保育所では、5施設で6人を受入れ
喀痰吸引1人、経管栄養3人、酸素管理1人、血糖測定1人
- 市立医療型児童発達支援センターでは、8人を受入れ
- 昨年度実施した実態調査では、医療的ケアが必要な未就学児は37人
- 本年4月1日現在の待機児童4人のほとんどは医療的ケア児
- 療育機関よりも保育所を希望する保護者が増えてきている



【対応策】

- 本年度中に「医療的ケア児の受入れに関するガイドライン」を策定予定中
- 市立保育所と市立医療型児童発達支援センターの連携による、保育と療育の一体的な提供について、検討に着手

多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

- 幼児教育・保育の無償化の対象外となっている、幼稚園に該当しない類似施設等を利用する児童の保護者を対象に、本年度から、自治体のいわゆる手上げ方式による給付事業を開始
- 制度の周知が本年2月からのため、相模原市では、現在、国（文部科学省）が示した基準に加え、保護者が活動に参加している場合の従業員としての取扱いなど、市独自の基準を検討中
- 今後、市子ども・子育て会議の意見を伺い、補正予算での対応を予定

開構成員提出資料

1. 保育所の役割

待機児童対策 → 人口減少時代 量から質へ 世話から教育へ → エデュケアへ

地域の親子・家庭 孤立化 地域で支える

※0, 1, 2歳 虐待件数が多い → 0, 1, 2歳の(妊娠、出産、育児初期)の支え

①子育ては家庭の役割(母親の役割) → ②保育所が肩代わり(家庭養育の補完) → ③地域(社会)で子育てをする

しかし、少子高齢化が進み、高齢化対策が中心の議題に、大人中心、経済優先、施策へ 子育て意識・ノウハウの喪失 家庭、地域に子どもがいらない、見えない、子どもの存在が身近なものではなくなる

地域に子どもがいるという存在意識の有無 見るとかわいい、つながりを感じる、何かできると感じると感じる

親世代の課題 孤立化(核家族、一人親)、父(パートナー)や実父母や舅姑に頼れない、同居したくない、相談したくない、頼りたくない

ダブルケア(子育て、介護)と仕事のトリプル負担

子育て経験(乳幼児期の子どもと関わる経験)の不足、情報の氾濫、偏り

ICTの活用(HPではなくSNS(ハッシュタグ検索等)) ※親世代に伝わる、つながる方法が必要

子どもに対する意識(過保護、過干渉、溺愛、嫌悪、無関心、手が回らず負担、言うことを聞かない)

祖父母世代の課題 ずっと現役、元気な方も増えているが、自分の孫の存在(遠い)、孤立、祖父母の力を生かせない 頼られればなしだと大変(実子)、子ども・子育てに関する知識のアップデート問題

祖父母の距離感の多様性が認められない、育児の成功者などはいない

地域の課題 下請け(大人の都合で保育所の子どもに地域の行事で踊り、作品展示、施設への慰問(発表)等の依頼増)

→ 子どもの育ち、子育てに関する主体的な取り組みの見極め・活動の厳選

地域人材活用 地域の一員として(市民教育) 子どもを中心に地域(住民)がつながっていくコミュニティ(必要感)

子どもの意見の反映の課題 子どもの意見を反映できてない 親世代の施策への関心、参加意欲の向上

子どもの権利条約 意見表明権 子どもの意見を言う場の機会

子どもを一人の市民として、認め、参加

子ども、保護者、子育てに優しい社会のために代弁 保育士

社会に保育士が意見、保育士がコーディネート(情報提供、とりまとめ)

論点1：保育所の地域資源ネットワークの中の位置づけ 有機的に連携(つなぐ役割)は必要。しかし、全ての機能を集約して担うべきか、ワンストップ窓口とするか、ネットワークの中心的ハブか。実際は課題があるのではないか(全国一律でそのような役割・機能を果たせるか、必要なか。地域の特性に応じた制度設計が重要)。保育士がネットワークを作るのか、作れるのか、有機的連携をするための中心的な役割を担う新たな人材確保や制度設計が必要ではないか)

論点2：保育所だからこそできる、できやすい役割・保育所の特性の明確化 ほとんどの人が経験しイメージできる施設、乳幼児の同世代子ども集団・子育て世代の存在、専門性をもった保育士等の存在、生活の場

論点3：様々な人々(子ども同士、子どもと大人、大人同士)が語り・関わり合う場 乳幼児、親世代、祖父母世代、地域の方が子どもを中心としてよりよい社会づくりに向けてつながりをもつことができることが重要

論点4：子どものアドボケートとしての役割の明確化 少子高齢化で、特に過疎地域では子どもが圧倒的な少数派

2. 保育士の役割

①保育士、保育所だけが子ども、子育てに関する正しい専門的知識・技術を持っているというとらわれからの脱却の課題

固定化・統一化されたマニュアルやカリキュラムにとらわれ、正しい子育て・保育を全国どこでも同じように受けられるといった考えではなく、地域や園、子どもや保護者の特性に合わせ、自分たちで考え、実践し、学び続けることのできる意識の高い保育士へ

②保護者、地域が子ども、子育てについて関心を持ち、参加意識をもつための課題

少なくとも関心を持ち、必要な情報に気軽にアクセス、支援を受けることができることから始め、徐々に主体的にかかわりたい、参加、参画したいと思うことにつなげていく

保育士資格を持たない人も子どもに対する基本的な意識・知識をもち関わりたい、関わることもできる、子ども・子育てに関して共に喜び、実感、自信をもって前に進めるようにするために保育所・保育士がコーディネート、マネジメント

③ハイリスクアプローチというより(対症療法)、ポピュレーションアプローチに保育士が力を発揮(予防)

保育士を目指す学生の意識(虐待、障がい、外国籍等への対応への関心も高いが、根底に人を好き、子どもが好き、愛したい) 多様性、共生、ダイバーシティの在り方を保育所という生活の場で、保育士がモデルとなる

④保育所保育士ならではの専門性

診断・指導より、援助・支援をメインに ウェルビーイングを目指す 受容と共感、肯定的

1対1(孤立)ではなく個別の対応支援、集団(関係性)や生活(社会の中で子ども同士、子どもと大人同士が育ち合う)の中で一人一人が大切にされる保育・教育

⑤保育士の存在を、子どもの育ちや保護者の子育てを後押しする専門家、地域が子どもに優しくなるための社会づくりの専門家として地位向上

研究してます、研修を受けています(見えない、わかりにくい) → 子ども、子育てに対して意見を述べる、サポートをすることを様々な場で

小学校、中学校、高等学校の家庭科における保育関連内容(家庭、家族、乳幼児、子どもの育ち、子育て)に関して保育士との連携(講師派遣含む)を推進 生活、総合等とも連携

<家庭科の変遷> 昔:女子だけ受講、家に兄弟が多く子守について学習

現在:男子も女子も受講、家に小さい子がいないことが多い、家庭全般、乳幼児の発達について学習

しかし、被服、食物専門の内容・教員が中心だった歴史(学習指導要領の変遷も関係) 保育はマイナー領域

<保護者になって直面する高いハードル>

子どもが生まれて突然子ども、子育てに直面しなくてはいけない、今まで関心、実感、必要感もなかった

経験もない、子どもの発達がわからない、自分が小さい時を覚えていない 知識ではなく、知恵、体験、実感が必要

親の気持ちがわからない(子育てのやりがい、喜び、大変さ、悩み) 一番初めに会える我が子は乳幼児

どこに頼ればよいかわからない、つながりがわからない

母親が一番頼るのは配偶者(父)。だが頼れない(男性が父となること、子ども・子育てについて家庭でも学校でも学ぶ機会が無く、子育てに関して求めてこられなかった、除外されがちだったため経験が無い)

ヤングケアラー問題、虐待問題等では子ども、家族により印象が持ちにくい

<0~18歳までの子どもに一貫して関わる専門家、>

保育士は、乳幼児、保護者に日々関わっている、専門家である、出会いをコーディネートできる、保護者になった時に一番身近な存在である 0, 1, 2歳の親子の孤立、虐待、虐待死リスクを予防 ハイリスクの状態になる前に、SOSが 出せ、つながることができる、居場所があると感じられる、冷静な時にリスクマネジメント 乳幼児期、児童(学童)期、放課後児童、小・中・高校(家庭科)、大学(保育士養成等)での連携) 18歳+αまで一貫的にかかわっている存在

妊娠、出産してから学ぶのではなく、また、子どもをもつ・もたないに関わらず、全ての人が人生の中で自分の発達、育ちを考え、子ども、子育てを含んだ人生設計(なんらかの形でかかわることができる)をしていけるようにサポート

論点1: 保育士の専門性の明確化 他の専門家との違いを明確化 保育士は、子どもの育ち、子育ての現実と直面しながら日々生活の中で子どもと保護者と共に成長し続けることのできる存在(例: 保育士は生活総合性の専門性、医師は特定目的性の専門性): 他専門家の専門性と違いを整理 乳児保育・病児病後児保育における看護師の役割、初等教育(満3歳~小学校)における幼稚園教諭の役割(保育士・保育教諭も幼児教育を担う)、療育における理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の役割、虐待等相談援助における社会福祉士の役割、保健師・助産師(フィンランドのネウボラ等)の役割等

論点2: 保育所保育士の専門性の明確化 保育所における保育士の専門性と他施設・地域での保育士の専門性の共通点と違い ハイリスクアプローチの専門家かポピュレーションアプローチの専門家か

論点3: 保育所保育士の職域拡大の前に、本来業務の質向上が優先事項 本来の業務に取り組むための時間や場を保障されないまま、職域拡大を求められ、上位・他資格免許の取得が任用資格やキャリアアップのための必要条件となっていくと、ハードルを上げ、混乱と負担感を招き、本来業務における質の低下と就労を目指す者の減少、離職率増加につながる。特に地方の保育士養成校では上位・他資格免許取得に必要となる科目を担当できる教員の不足が深刻(現場研修でも同様)、上位・他資格免許取得が追加で求められると対応できない養成校が続出する可能性、若者が地元に進学・就職せず都会へ流出(人口減少、地域格差の増大)。

※主体的な取り組みはこの限りではないが、正職となり処遇改善のためキャリアアップ研修受講や認定こども園化に伴う教員免許状更新講習受講が負担で離職する者の存在

論点4: 保育士に対する社会における認識・位置づけの向上 子ども・子育て・社会づくりの専門家として認知されるための機会や場づくり(家庭科等による学校教育への位置づけ※保育教諭も視野)、子どものアドボケーター

<要望>

①ハイリスクへの対処方法や仕組みづくりは大変重要であるが、ハイリスクを生み出す根本的な原因に対して社会全体としてどう取り組むかの論議につながっていくことを願う(愛着、信頼関係の形成は乳幼児期にとどまらず小学校就学以降も大きな課題、持続可能な社会づくりとして)

②保育所や保育士の在り方を検討するにあたり、**当事者である保育所の保育士の参画**が必要と考える、保育士自身の声が反映されることを願う。保育所や保育士が余剰になったから他の業務も担わせる、また、担うことができるかという、そこには大きなハードルと専門性の乖離が存在する。余剰になったなら、やっとな子ども一人一人を大切に、丁寧に保護者とかかわることができる保育の本来業務の質の高さを目指すことができると考えるべき(保育士配置最低基準の見直しも含め)

星構成員提出資料

湧別町保育所等再編の全体像

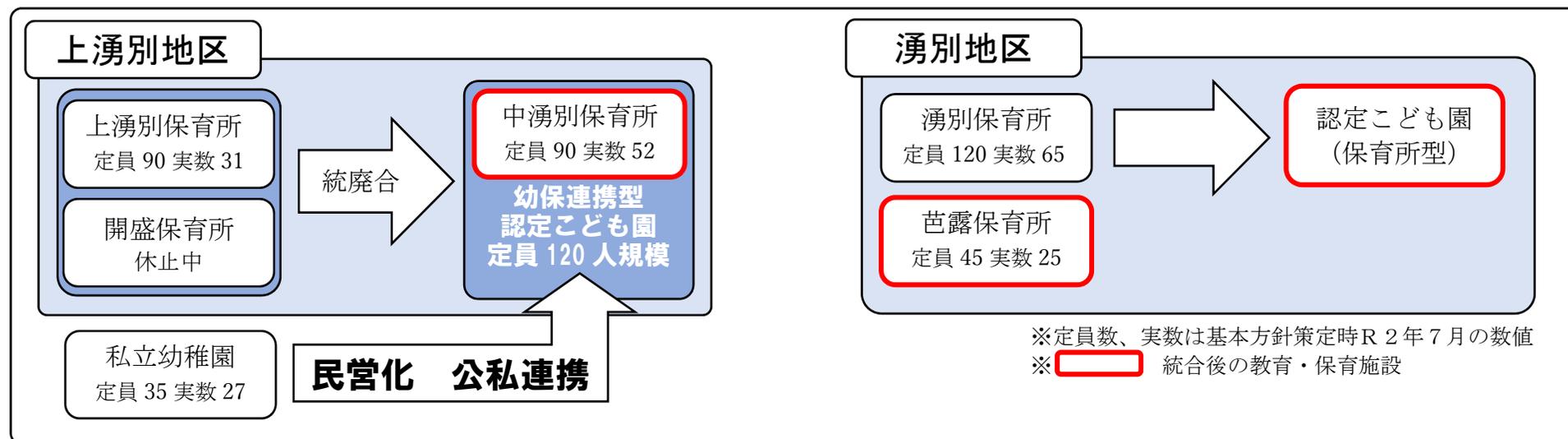
■保育所等再編の必要性

1. 老朽施設の更新
2. 児童数の減少
3. 私立幼稚園運営継続への不安
4. 保育所運営に係る財政負担の増大

■全町的な枠組みでの再編検討

児童数の減少が避けられない中、効率的な運営を求める公立保育所と、教諭不足等による運営継続への不安を持ちながら町内で唯一1号認定児童の受け皿となっている私立幼稚園双方の課題を公私連携による認定こども園の設置により解消し、町内において将来にわたり幼児教育・保育が提供できる環境を維持することを目的として検討。

■湧別町保育所等再編のイメージ



■公私連携による保育所等再配置に期待する効果

1. 教諭・保育士不足の解消、効率的な配置
2. 民営化による財政措置の活用
3. 将来にわたる幼児教育・保育の環境維持

■公私連携による民営化の課題

1. 保護者にとっては、民営化後も公立と同じ教育・保育内容、経費負担との認識。
2. 民間の特徴を生かしながらも準公立的な位置づけでの運営調整が必要。

掘構成員提出資料

現在、わが国には各地域に保育所等があり、保育が必要な子ども・家庭のみならず、保育士等の専門的な技術を社会的な資源として活かしていくことを考えることには重要な意味がある。また、地域には孤立している子育て家庭があり、こうした家庭は支援の機会を顕在的にまた潜在的にも望んでいるという実情がある。専門的知見と技術を有する保育者と地域の子育て家庭をつなげていく仕組みを考えることは、保育者の専門性を活かすためにもまた子育てを支えるためにも有効なことと考える。これまでの取り組みの中でも、こうしたマッチングの試みがあり、子育ての時期に応じた各事業は充実しているものの、こうした事業が連続性のもとにあるか、また子育て家庭に周知されているかという点については課題が大きい。こうした支援を実現するためには、まず保育所と子育て家庭がつながること、さらには自治体の横の連携が大切である。

1. 石川県マイ保育園登録制度を例に考える

本稿では、一部の自治体で広がっている「マイ保育園登録制度」について検証する。先駆的な取り組みには石川県の「マイ保育園登録制度」があり、本県では、2005年度より本制度がスタートし、現在では金沢市を除く18市町で実施されている。実施状況の分析については、津田・木村ら（2010年）の報告があるが、報告から10年が経過していることもあり、現在の取り組みの実態について石川県の保育者（保育所・認定こども園）から聞き取りをした。

図 いしかわエンゼルプラン2020より



(1) マイ保育園の利用状況

園や年度により違いはあるものの、毎年 30 園～50 園程度の登録、週に 1, 2 回の利用で年間 30 園ほどである。ほとんどが一時預かり利用である。登録すると一時預かり無料チケットが 3 枚（回）1 日 4 時間利用できる仕組みがある。

(2) マイ保育園を実践した上での利点について

①一時預かり利用

- ・ほとんどが一時預かり利用であり、保護者がリフレッシュしている様子がある。
- ・一度利用することで、継続的な利用申し込みにつながる。

②育児相談・情報収集の機会となる

- ・未就園児の保護者が保育園、こども園の情報を直接現場から知ることができる。
- ・育児相談ができ、その施設の利用者同士の横のつながりができる。

③入園や施設を知る

- ・園に足を運びやすい。 ・入園につながる。 ・入園に関する相談がある。
- ・初めて子育てする保護者にとっては身近に園を感じられる
- ・保育園やこども園の様子を見ることができる。

(3) マイ保育園の課題

①周知の方法

- ・制度が浸透していないからか、知らない家庭も多い。一時預かりに来てマイ保育園のことを知る人もいた（平成 30 年度利用登録率 62.8%石川県 2020）。

②職員不足

- ・園の支援センター、一時預かり担当職員の負担が大きくなることから、一日に預かれる人数が制限されてしまう。

③預かり利用以外の活用がされていない

- ・無料で預かり保育を利用することに価値を見出すことが多く、他の利用方法（育児相談や施設見学、その他の企画など）を周知されにくい。

④入園メリットが目的となる

- ・入園につながる期待が利用動機となっており、本来的なマイ保育園の目的には合致していないケースがある。なお、公立保育所では直接的な入園にはつながらないことから、ほとんど利用がなかったとケースも報告されている。

(4) 実践例

本制度における保育者の視点を通じた実践例を下記に紹介する。

事例① 園開放に遊びに来た親子で、母親が子どもに関わる様子を見ていましたが気になり声をかけました。色々と世間話をしながらも母親が、一人で子育てに悩む話が出てきました。アパートの一室で親子が過ごすことに限界もあるようで、引き続き園開放へ誘いました。また、マイ保育園登録も勧め気軽に様々な利用ができる事を知らせると、迷いもなく登録されました。子育てに迷い、悩み、相談できるところが少ない母親にとっては、救いのようなものでした。

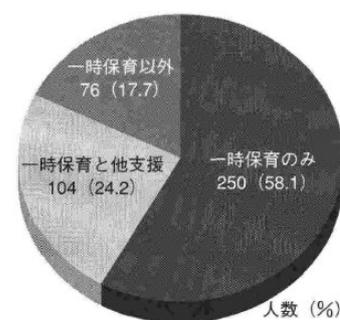
事例② マイ保育園登録をすると、3回まで無料の一時保育預かりができることは全ての登録者の方の大きな魅力でありました。入園と共に登録がされる為、入園が決まった方は、その日が来る前に使い切ろうと駆け込みのように利用申請をする様子がありました。本来の利用の意図には沿わないように残念でありました。もう少し、意図に沿って、子ども達に還元される利用として周知していけたらと思いました。その反面、母親のリフレッシュになる、密室の孤育てになりそうな親子では母親以外の大人とのふれあいを経験できる、保育者とふれあうことで子どもの育ちを共有し、良い方向へとつなげるなどの姿もありました。

事例③ 園開放では、マイ保育園登録者限定の企画を通年で取り入れました。そこでは同じ顔触れが集まり、一緒に楽しむことで母親同士、子ども同士で関わりが深まり、リピーターとしてつながりになりました。

2. 総括：

(1) 一時預かりの利用が多い

マイ保育園利用については、地域差はあるものの、よく利用されている印象であり、子育て家庭への一定の利点はある様子である。一時預かりを中心にしたリフレッシュで使われるケースが多いということでその実態は津田・木村ら（2010年）の大規模調査の報告とも一致しており、調査から10年が経過しても状況は変わっていないようである。園で用意している取り組みが、一時預かり以外には認知されていないこともあり、そうした利用以外は浸透していないとの報告もある。一方、一時預かりを通して園や育児相談、母親同士の交流につながるケースもある。



利用者の支援の利用状況（津田ら 2010）

(2) 職員配置の課題

担当する職員については、職員配置の問題もあり、一日に利用できる人数を制限せざるを得ないとのことでもある。一方で、利用者がいない日もあるなど、稼働状況が予測できない問題もあり、主任やフリー、一時保育担当職員が対応している実態があるなど、職員配置を継続的に保障することの難しさがある。こうした体制の不安定さは職員の負担感などの増大につながることも予測され、さらには処遇改善などの課題もはらみ、その仕組みを検討する必要がある。

(3) 保護者（主に母親）の拠り所として

マイ保育園の利用を通し、育児情報が得られることや入園情報、また保育園などの施設に触れるきっかけとなっている様子が伺えた。保護者にとっては、子どもの育ちを共有でき、また子どもの育ちの視点が得られる専門家（保育者）との交流により、子育ての知見が得られる。子どもにとっても母親との密な一対一関係になり得る状況から、母親以外の大人に触れられる経験となっている。

〈2. 引用・参考文献〉

石川県 いしかわエンゼルプラン 2020

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/angelplan2020/documents/angelplan2020_gaiyou.pdf

津田朗子 木村留美子「A 県における「マイ保育園」制度を中心とした子育て支援の検討」小児保健研究 2010 年 69 巻 3 号

https://www.ucon-i.jp/newsite/jigyuu/chiikikadai/chiikikadai_pdf/h19chiikikadai3.pdf

H 市 A こども園 N 市 B 保育所 K 市 C こども園 K 市 D 保育所 主任保育者・主幹保育教諭からの報告

3. 検討課題として

地域における保育所・保育士等の在り方を考える際の一例として、石川県で長く実施されている「マイ保育園登録制度」の実態から考えられることとして、下記のように整理した。

(1) 子育て家庭への制度利用の周知方法～横の連携の重要性

保育所等の子育て支援については、一時保育利用で初めて制度の実態を知るケースがあり、子育て家庭への制度利用の周知については検討する必要がある。子育て家庭は、地域の家庭が保育所を利用するモデルケースなどを具体的に示す必要がある。例えば、「新生児訪問事業」「乳児家庭全戸訪問事業」などとの連携により、積極的に保育所の活用を推進するなどが考えられる。並びに保健センター事業、子育て支援事業との連携の在り方も検討する必要がある。自治体の横の連携が必須の課題である。さらに登録手続きについては利用者に委ねられていることから、孤立家庭への支援は別途検討する必要がある。

(2) 利用する保育所等の登録園の選定と入園との関連について

利用する園の登録については、希望の園が選択できる仕組みが望ましいが、都市部で保育所等が多いケースの場合、特徴的な園に集中するケースが想定される。また、入園につながることを期待し、入園のためのバイパス的な目的になることも懸念される。地域利用と入園との関連については地域の実態によって、明確な指針を示す必要がある。

(3) 保育者に対するケア～メンタリング・保育臨床の推進

保育者の負担感の増大への懸念については、既述のとおりである。さらに、利用者数が日ごとに異なり、保育者の人員配置が左右される点は課題である。子育て家庭を支えるための保育者スキルについても保育者の経験値や個人の裁量に委ねられている実態がある。こうした保育者へのケアとして、保育者の余裕ある人員配置に併せ、保育臨床システムの構築は必須である。自治体によっては、巡回相談の取り組みとして、子ども理解を介した間接的に保育者を支えるシステムが構築されている。保育者が保育の悩みや子育て家庭への支援のあり方を相談できる仕組みとして、メンタリングシステム或いは保育臨床の仕組みを検討する必要がある。

(4) 地域の実態に合わせた取り組み

職員の人員配置における課題は、子育て支援センターやひろばなどの稼働の課題とも近似しており、これらの施設のこれまでの実践の工夫について調査すると共に、地域資源の一つとして、保育所との連携を検討していくことも提案したい。また、都市部である金沢市は「マイ保育園」を実施していないこともあり、都市圏における援用には課題は多い。一方、地域によっては利用が少ないケースもあり、こうした状況をふまえ、地域の実態に合わせた取り組みを検討していく必要がある。

森田構成員提出資料



「保育園・認定こども園における 地域貢献事業」

～大阪府における取り組み～

社会福祉法人信光園 若江こども園
施設長 森田信司

組織概要

- ▶ 組織名

「大阪府社会福祉協議会 保育部会」

- ▶ 大阪府下の

民間認可保育園・認定こども園で組織

- ▶ 会員数 **729園** (2021年5月現在)

「保育園・認定こども園における地域貢献員(スマイルサポーター)」とは

- ◇大阪府社会福祉協議会・保育部会の民間保育園・認定こども園（以下、保育園等）が「悩んだ時は、保育園が力になります」を合言葉に大阪府知事認定の「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」を配置（H19～ ※府知事認定H21～）
- ◇子育て相談に加え、子育て相談以外の介護や病気、DVなど様々な悩みや問題を抱えた方々への相談活動や支援、行政の担当窓口や専門機関への橋渡しなど問題解決に向けた取組みを行っている
- ◇府内729の会員保育園等の88%（約646ヶ所）に配置、累計2,561人（R3年5月時点）を認定。R1年度の相談実績では、年間約2万3千件の相談のうち、約15%は保育・子育て以外（生活・就労、虐待相談など）の相談に対応している。



沿革 地域の一員として ソーシャルワークの視点が必要

近年よく言われることですが…

- ▶ 核家族化
- ▶ 地域社会の崩壊
- ▶ 自治会組織などの組織力の低下
- ▶ 近所づきあいなど、つながりの希薄化

 孤立する家庭の増加

◆大阪の子育て支援活動「**育児相談員制度**」の始まり

○昭和57年「**育児についての女性の意識調査**」(府内の女性1万人対象)

○設問「**保育所機能をさらに充実していくとすれば?**」へ寄せられた声

- ・希望する時期に入所できるようにする
- ・障がい児保育を積極的にする
- ・**子育ての悩みや相談に応じてほしい**

} この声に
なんとか応えたい!

○昭和59年「**でんわ育児相談**」スタート

- ・当時の電話番号は…「06-764-1152(なろうよ、いいこに)」
- ・毎週月曜日(10時~16時)
- ・カウンセリング研修を受講した相談員8人が2人ずつ交代で対応

◆大阪の子育て支援活動「**育児相談員**」への発展

○「**でんわ育児相談事業**」の6年間の経験を活かし、平成2年から

各園での子育て支援アドバイザー「**育児相談員**」の相談事業へ発展

○「**育児相談員養成研修**」がスタート

○平成10年より**大阪府の認定**を受ける



◆大阪の子育て支援活動「保育園・認定こども園における地域貢献事業」

○平成19年「育児相談員の活動状況に関する調査」

- ・ 育児相談で「保育・子育て以外」の課題がありましたか？
 - 過半数（52%）が「ある」と回答（ある195件、なし156件）
- ・ 育児相談で保育・子育て以外でどんな課題がありましたか？
 - 経済的課題、障がい、高齢（介護）など多数の課題があった
- ・ 調査結果より、子育て以外の課題が山積していることが判明
 - 課題解決の一端を保育園が担えるのではないかと

○セーフティネットとして機能する保育園の可能性

- ・ 気軽に訪問できる場所
- ・ 府内約500ヶ所（当時）の民間保育園
- ・ 開所時間が長い
- ・ 地域において場所も既知

『保育園における
地域貢献事業』の検討

○事業を進めるにあたって、

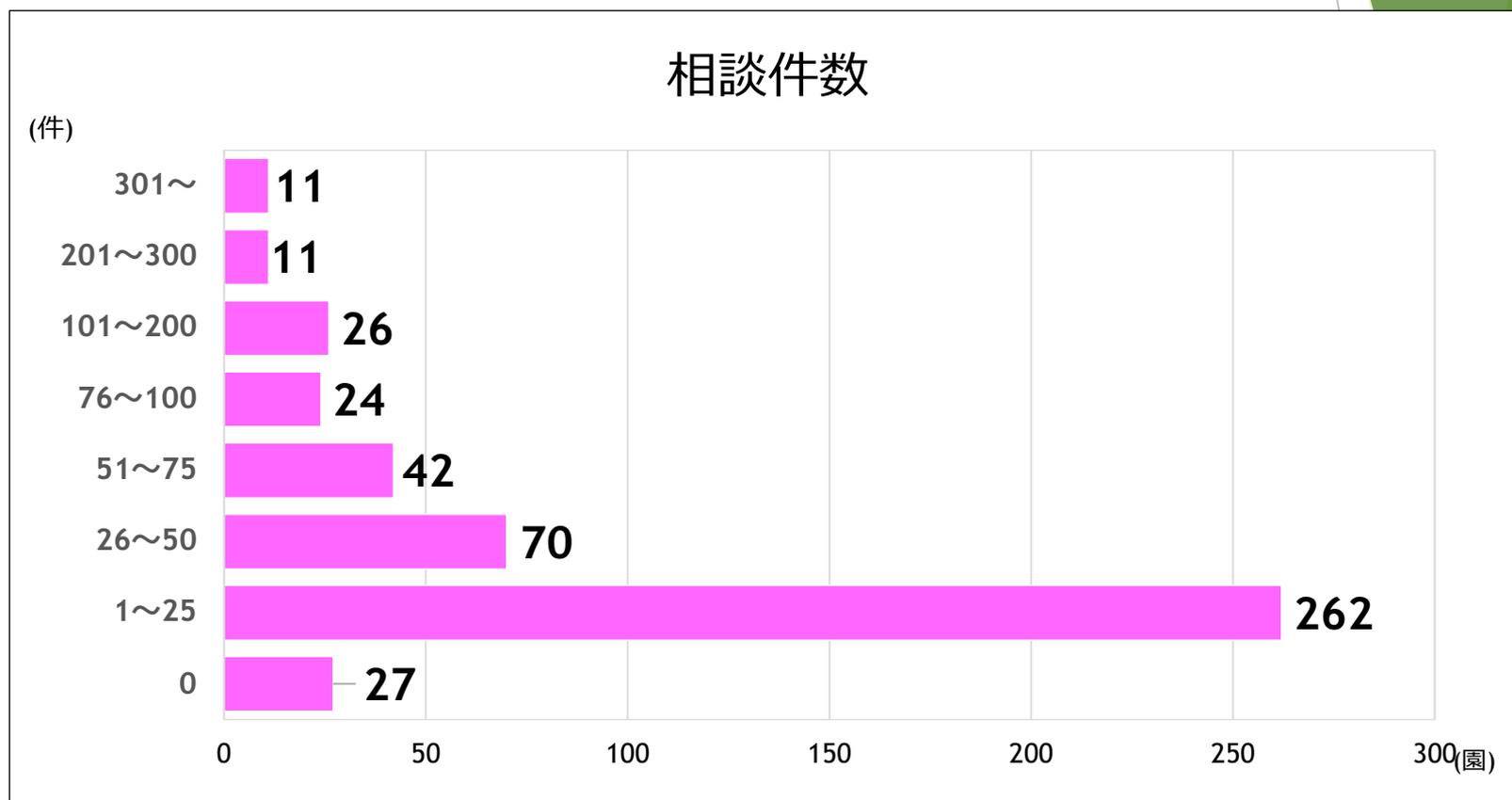
「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」の養成を開始

- ・ 既存の「育児相談員」の養成研修課程に様々な制度、社会資源の知識などを習得する研修を追加。幅広い相談業務への対応力をつける
- ・ 平成21年度より大阪知事認定資格となる。

相談件数について

令和元年度上半期・下半期の間で何件の相談を受けましたか？

総数23,415件/上半期293か園回答、下半期212か園回答



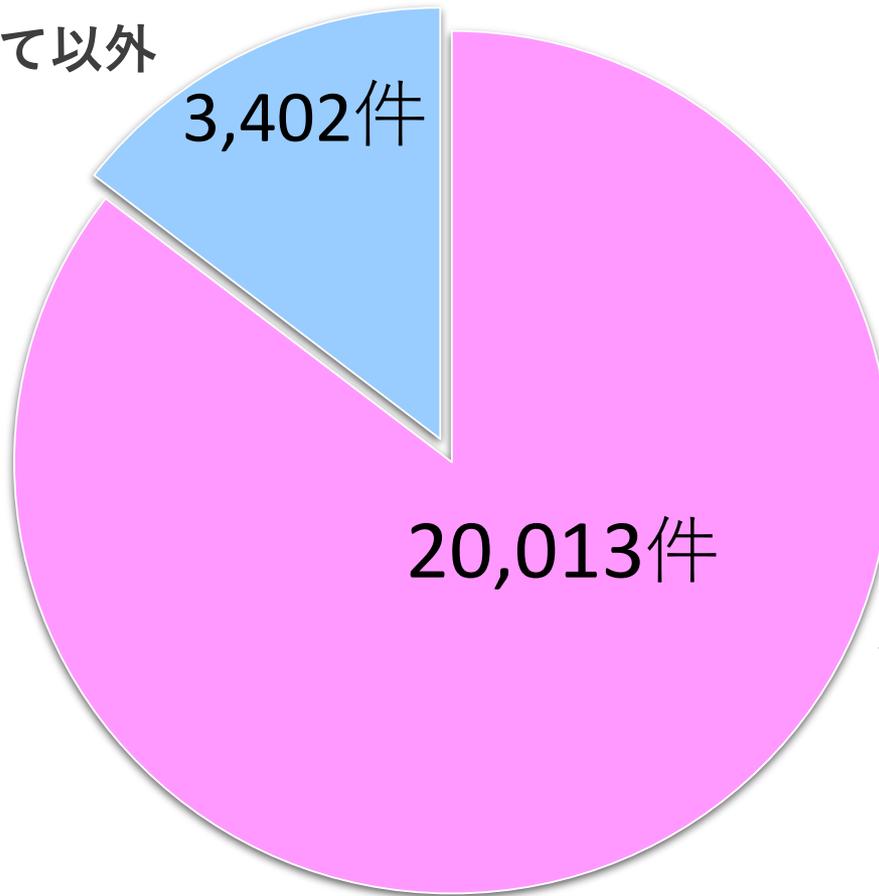
相談件数の内訳

保育・子育て以外
15%

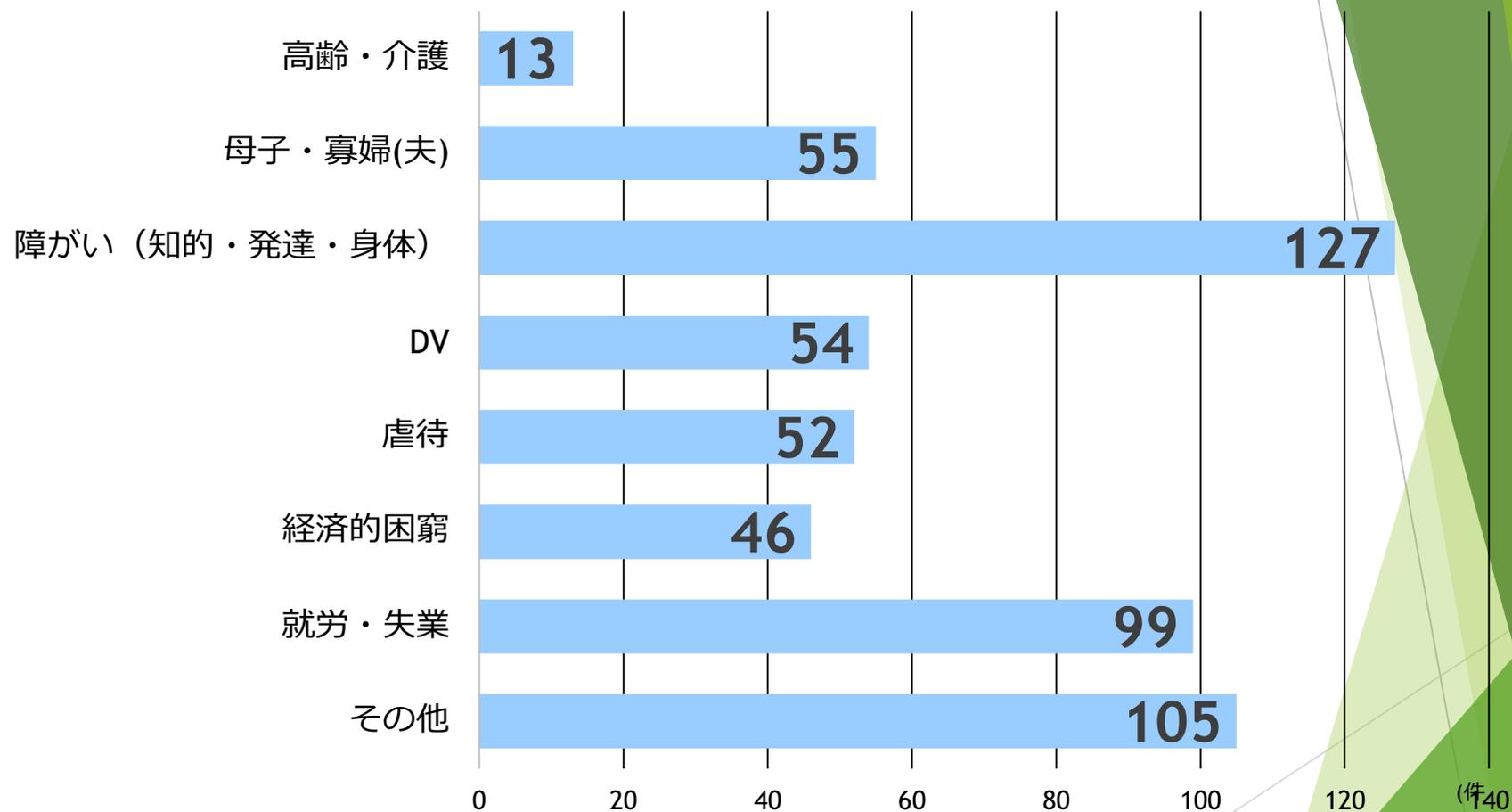
3,402件

20,013件

保育・子育て
85%



具体的な内容



令和元年度上半期・下半期実績調査より

初回面談日：平成 23 年〇月 1 日（火）

事例 No. 1

事例 No. 1

| | | | |
|---|---|-------------|---------------|
| 対象者 | フリガナ ホイク ハナコ | 相談者氏名 | 〇〇 太郎 |
| | 氏名 保育 花子（男・ 女 ） | | |
| 生年 月日 | <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ××年 ×月×日 生 ××歳 | 紹介者 紹介経路 | △△小学校教諭 |
| 住所 | 〒111-1111 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 | 電 話 | 11-1111-1111 |
| | | 携 帯 | 090-2222-2222 |
| 主たる 支援 協力者 | フリガナ オオサカ ハナエ | 電 話 | 33-3333-3333 |
| | 氏名 大阪 花江 | 対象者との 関係 | 実母 |
| 相談者種別 (複数 <input checked="" type="checkbox"/> 可) | <input checked="" type="checkbox"/> 育児・保育 <input type="checkbox"/> 高齢・介護 <input type="checkbox"/> 母子・寡婦 <input type="checkbox"/> 身体障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input checked="" type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 生活保護（ <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中） <input type="checkbox"/> 就労・失業 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 世帯状況 | <input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 母子（父子）世帯 <input type="checkbox"/> 夫婦のみ（内縁含） <input checked="" type="checkbox"/> 親子世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 友人・知人宅 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 紹介 内容 | △△小学校教諭を通じて紹介。 同小学校で配布した地域貢献事業の PR リーフレットを見た対象者本人が相談。夫より DV を受けている。子への影響も考え、夫との距離を取りたいがどうしたよいかわからない。 | | |
| 当面の 対応 | 本人から DV を受けている状況を聞き、市の家庭児童相談室を紹介する。 | | |

| 日 付 | 援助経過内容 |
|---------|--|
| 〇月 1 日 | <p>△△小学校教諭より、地域貢献事業を知り、相談をしたいという女性がいるとの連絡。 スマイルサポーターが本人より電話にて事情を聴き、市の家庭児童相談室を紹介。後日、スマイルサポーターが同行し、家庭児童相談室へ面談に行くこととなった（スマイルサポーターより同室へアポイントをとる）。</p> |
| 〇月 5 日 | <p>市の家庭児童相談室にスマイルサポーターが同行。同室の相談員を交えて面談を行う。一時保護など、必要に応じて関係機関と連携・協力しながら支援できる体制があることについて助言。 本人は少し落ち着いたようで、帰宅することとなった。</p> |
| 〇月 15 日 | <p>家庭児童相談室に本人だけで相談に訪れる。本人より夫を交えて、面談をしてほしいと依頼を受ける。後日、夫とスマイルサポーターを交えて、面談を行うこととなった。</p> |
| 〇月 20 日 | <p>保育園にて、本人、夫、家庭児童相談室、スマイルサポーターの四者で面談。本人から夫に対し、精神的にダメージを受けている旨を伝える。 スマイルサポーターから、母が殴られているところを子どもが見ることにより、大きな影響を受け、成長や発達に支障をきたす恐れがある旨を伝える。 夫は妻に対し、精神的ダメージを与えていること、本人からの訴えについて納得したようで、今後は改めることを約束し、面談を終える。 本人にはその後の夫の様子について、後日報告してもらうよう約束をする。</p> |
| 〇月 25 日 | <p>その後の夫の様子について報告を受ける。民生委員による見守り活動を受けることについて進める。本人の同意を得たことにより、社会福祉協議会を通じて、民生委員を紹介する。</p> |

事例 No. 1

| | |
|------------------------|---|
| <p>支援前後の 本人の変化</p> | <p>支援前は無気力な状態で、感情があまりないような様子であったが、 四者での面談後は、少し表情が明るくなったようである。第三者が関わる ことにより、安心して夫に話げできたようで、その後の面談時には気 持ちも落ち着いた様子であった。</p> |
| <p>残された 課題</p> | <p>今後の方向性 (複数可)</p> <p><input type="checkbox"/>生活保護 <input type="checkbox"/>福祉制度利用 <input type="checkbox"/>就労支援 <input type="checkbox"/>施設入所 <input type="checkbox"/>家族関係支援 <input checked="" type="checkbox"/>その他 (民生委員による見守り活動を行う)</p> <hr/> <p>四者面談で夫は納得し、今後は改めることを約束したものの、再発 する可能性がある。</p> |
| <p>終結理由</p> | <p>DV の再発の可能性があるものの、最終面談の本人の様子など伺っ たところ、気持ちも落ち着いた様子であったため。 また、民生委員の見守り活動により、その後の経過を見守ることとな ったため。</p> |
| <p>連携した 機関等</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>行政 (保育・児童担当) <input type="checkbox"/>行政 (生活保護担当) <input type="checkbox"/>行政 (その他) <input checked="" type="checkbox"/>学校 <input type="checkbox"/>警察 <input type="checkbox"/>病院 <input type="checkbox"/>嘱託医 <input type="checkbox"/>保健所・保健センター <input type="checkbox"/>子ども家庭センター (児童相談所) <input type="checkbox"/>社会福祉施設 <input checked="" type="checkbox"/>社会福祉協議会 <input checked="" type="checkbox"/>民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/>老人福祉施設 C S W (※) <input type="checkbox"/>いきいきネット C S W (※) <input type="checkbox"/>大阪府社協社会貢献支援員 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> |

※ 「C S W」=コミュニティソーシャルワーカー

※ 「老人福祉施設 C S W」=老人福祉施設が配置する社会貢献事業の総合生活相談員。

※ 「いきいきネット C S W」=中学校区等の単位で設置する「いきいきネット相談支援センター」(行政、社協、施設などに配置。

事例 1 (地域との協働)

- ▶ 最終的には地域の民生児童委員に引き継ぎ、見守り活動を続けていただくことで終結した事例
- ▶ 施設だけでは限界がある
- ▶ セーフティネットをより細かくするためにも普段から地域との情報共有と協働が必要

事例 2（現状と課題）

- ▶ 園のスマイルサポーターに相談があったのは生後1か月の赤ちゃんを抱える若年夫婦からだった。
- ▶ 妻が出産前にかかった病気の治療費等で借金があり、その借金を払うために携帯サイトで物品を購入しては転売し、現金を用意する日々。購入代金は携帯代金に合わせて請求が来るが、それも払えず滞納中。
- ▶ 夫は新しく携帯電話の販売促進の仕事をはじめたが、仕事に必要な携帯は止められそうになっている。
- ▶ このままでは生活も成り立たず借金を支払う目処を立て、家族三人での生活を実現させたいというものでした。二人とも近隣に頼れる身内もおらず支援は期待できない。

事例 2（現状と課題）

- ▶ 園で乳児の対応はできるものの**経済的な問題**に**解決**が見いだせない
- ▶ 園から地域の**生活困窮者レスキュー事業**相談員のいる老人施設へつなぐ。公的援助の申請と共に園からは緊急的に必要な子ども服やオムツを現物支給。
- ▶ 公的支援が始まるまでの緊急援助として電話代と医療費に7万5千円が基金から支給された。
- ▶ その後、夫婦は生活を再建しつつあり、現在も園が母親の育児支援を続けている。

活動紹介①

地域（園）と多職種とのネットワークを活かした支援事例（DV）



① DVを受け、着の身着のまま避難してきた親子のケース

② 社会貢献支援員がスマイルサポーターに支援を相談



④ 園の保護者にも呼び掛けて地域ぐるみで支援



③ 高齢者施設CSWと連携（母親と子どもの支援）

活動紹介②

在園児と家族、世帯全体の支援事例（母子世帯）



① 市役所に「公共料金の支払いができない」と相談があった母子世帯のケース

② 市役所からスマイルサポーターに支援を相談



④ 母親の精神的な支え、在園児や兄弟の世帯全体の見守り

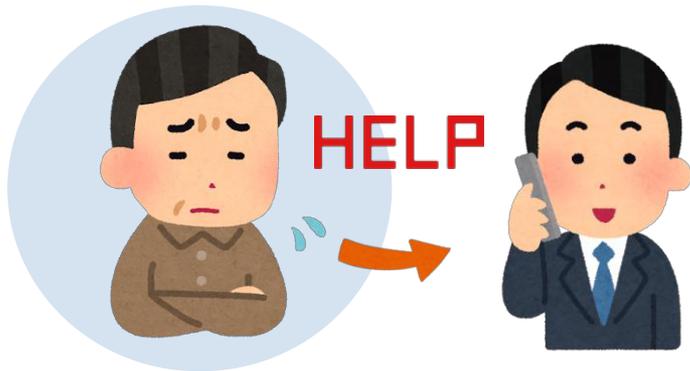


③ 関係機関と一緒に訪問（公共料金の支払いなど）



活動紹介③

生活困窮に陥った方への支援事例（男性単身者）



① 市役所に「仕事と住まいを失った。お金が無く病院の受診もできない」と男性から相談



③ 社会貢献支援員と訪問
（食材支援、制度利用、住居支援など）

② 園に駐在する社会貢献支援員とスマイルサポーターで支援活動に



④ 新しい住居での生活が始まり頑張ろうとする立ち上がりを支える

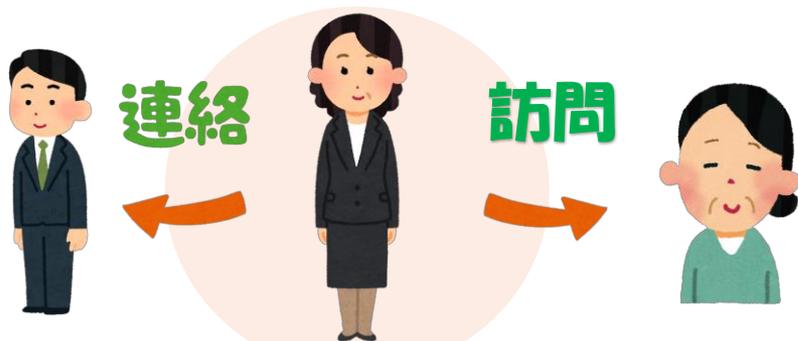


活動紹介④

生活困窮に陥った方への支援事例（母子世帯）



- ① 関係機関から「電気が止まっている。食べ物もお金もない世帯の支援に協力してほしい」と相談



- ③ 母親と子どもの生活の変化と見守り訪問（公共料金支払い、食材支援、転居支援など）

- スマイルサポーター、社会貢献支援員、児童支援期間、小学校との支援の連携と共有（カンファレンス）
- ②



- ④ 転居後、就労により生活が安定
家族の暮らしの立て直しを支える



大阪しあわせネットワーク 実施に至る背景

～ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業 ～

➤ 大阪における社会福祉事業の先駆的実践の歴史

➤ 最近の全国に先駆けた取り組み

◇老人施設部会

「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」※H16～

◇保育部会

「保育園における地域貢献事業（スマイルサポーター）」

※H19～（府知事認定H21～）



昨今の社会福祉法人をめぐる議論への対応と、社会経済情勢の変化に伴い拡大・増加している制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える人々のニーズに応えるため、平成27年度から「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」を展開。

大阪しあわせネットワーク 趣旨・目的 ～ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業 ～

昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など**厳しい生活・福祉課題**が広がっています。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応が**できない“制度の狭間”**の生活困窮も生じています。

大阪府社会福祉協議会は、大阪府内すべての**社会福祉法人（福祉施設）**とともに、“**社会福祉法人の使命**”として、こうした課題に向き合い、それぞれの特徴や強みを活かした様々な支援事業を“**オール大阪**”で展開し、ひとりひとりのしあわせを支えます。

オール大阪って
いうことは
大阪府内のすべてって
ことです。

事業紹介
パンフ中
面
より

大阪しあわせネットワーク (オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業) について

事業の趣旨・目的

昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など**厳しい生活・福祉課題**が広がっています。

また、こうした課題に対して、既存の制度では対応が**できない**

“**制度の狭間**”の生活困窮も生じています。

大阪府内すべての**社会福祉法人（福祉施設）**は、

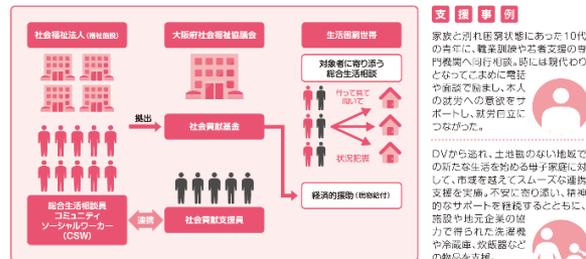
“**社会福祉法人の使命**”として、こうした課題に向き合い、

それぞれの特徴や強みを活かした様々な支援事業を

“**オール大阪**”で展開し、ひとりひとりのしあわせを支えます。

社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの何でも総合生活相談 「生活困窮者レスキュー事業」

今日明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった…、失業、介護、障がい、虐待やDVなど、様々な“生活SOS”に対応する総合生活相談事業です。各種制度やサービスについて生活の安定をはかるとともに、緊急を要する場合は、良材の提供など経済的援助（現物給付）も行います。頼みの綱がここにあります。



社会福祉法人（福祉施設）の強みを活かした地域貢献事業

社会福祉法人（福祉施設）の機能や強みを活かし、下記のような事業をはじめ、地域のニーズに応えるさまざまな支援事業を開発・展開します。

- 保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルポーター）**
保育園・認定こども園の1階級員取組員（スマイルポーター）が様々な施設に対し、親睦サービスにつなぎます。
- 就業支援・中間的就労**
障がい者への様々な就労が必要なら、経験不足で就職が難しい方など「就労したい」と思っている方への1:1の就労サポートします。
- 家計相談支援**
家計のやりくりがうまくいかない方へ、現在の収入の使い方のアドバイスをします。
- 社会参加・生きがい支援**
ボランティア活動を通じて社会参加や生きがいづくりを支援します。
- 子どもの学習等支援**
勉強指導の子どもたちの学びの機会や安心できる場を提供します。
- 居場所づくり**
地域の中で気軽に立ち寄れる安心できる居場所を作ります。

社会貢献基金（特別部会費）の拠出

社会福祉法人（福祉施設）が「社会貢献基金（特別部会費）」を拠出し、上記事業の推進に活用します。

生活困窮者レスキュー事業

経済的援助（現物給付）の実施

理事長・園長が判断

公的な支援制度

10万円を限度とした現物給付

家賃・ガス・
電気・水道など



社会貢献支援員



スマイル・サポーター

地域住民からの寄付物品を活用した物品支援

生活困窮世帯



社会福祉法人(施設)の強みを活かした 様々な地域貢献事業の実施

社会福祉法人が有する機能(福祉専門職員や福祉施設の活用など)を活かし、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障がい者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、各社会福祉法人(福祉施設)において既に取り組みられてきた事業等を広く発信するとともに、それぞれの特性や強みを活かした実践を開発・展開する。

<様々な地域貢献事業の取り組みの例>

<保育園における地域貢献事業
(スマイルサポーター)>

育児、家庭、病気、介護など、保育園の「地域貢献支援員(スマイルサポーター)」が相談に応じ、制度・サービスにつなぎます。



<居場所づくり>

会話できるが人なく、孤立している人やコミュニケーションが苦手な人も気軽に立ち寄ることができる、安心できる居場所を担います。



<家計相談支援>

家計のやりくりがうまくできない、日常生活におけるお金の管理等について一緒に考え、アドバイスをします。



<子どもの学習等支援>

親の経済的な理由で学習の機会がない、家に学習できる環境がない…などの子どもたちの学びの機会や安心できる場の提供をします。



<社会参加・生きがい支援>

社会のために何か役にたてることをしたいという当事者や地域の方と一緒にボランティア等を通じて社会参加や生きがいづくりを支援します。



<就労支援・中間的就労>

障がい等により様々な配慮が必要な方、経験不足等で就職が決まらない方など、働きたいのに働けないすべての人の就労をサポートします。



まとめ

育児相談、地域貢献事業（社会貢献事業）は

- ▶ 特別な事業を始めるという感覚ではありませんでした。
- ▶ 今まで行ってきた子育て支援の視点から、何が必要か？
- ▶ 地域や社会に求められていることに応えてきた結果です。

『困ったときは保育園・認定こども園へ！』